

REPORT2020

のとじん



のと共栄信用金庫

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
 2030年に向けて
 世界が合意した
 「持続可能な開発目標」です

目次

< 地域貢献ディスクロージャー >.....	2	16. 市場リスクに関する事項	27
< 概況及び組織 >		17. 流動性リスクに関する事項	28
1. 基本理念	8	18. オペレーショナル・リスクに関する事項	28
2. 行動指針	8	19. 金利リスクに関する事項	29
3. 事業の組織図と役員・執行役員一覧	9	20. 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項	29
4. 事業の概況	10	21. 証券化エクスポージャーに関する事項	30
5. 主要な事業の内容	12	22. 株式等エクスポージャーに関する事項	31
6. 内部管理基本方針	13	23. リスク管理債権等の状況	32
7. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み	15	24. 金融再生法に基づく開示債権	33
8. コンプライアンス（法令等遵守）体制	17	25. 総代会	34
9. お客様の個人情報保護について	17	26. 役職員の報酬体系	36
10. 苦情処理措置・紛争解決措置等のご案内	19	27. あゆみ	37
11. 反社会的勢力の取引遮断について	20	28. 店舗のごあんない	40
12. リスク管理体制に関する事項	21	29. 店舗外現金自動機コーナーのごあんない	40
13. 自己資本に関する事項	21	30. 手数料一覧	41
14. 信用リスクに関する事項	24	< 資料編 > 目次	46
15. 信用リスク削減手法に関する事項	27		

ごあいさつ

さわやかな初夏の季節を迎え、皆さまには益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は私ども「のとしん」に対し格別のご愛顧とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も当金庫の現況についてより深いご理解をいただくため「REPORT2020 のとしん」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いです。

新しい天皇陛下が5月1日に御即位され、新元号となった令和元年は、9月には我が国で初めてのラグビーワールドカップが開催されましたが、相次ぐ台風の襲来、10月から消費税率10%への引き上げ、世界経済の面でも米中貿易摩擦の問題や英国のEU離脱などもあり、令和元年度通じての我が国経済の下押し要因となったところです。12月にはそれらに対応する経済対策も実施されましたが、令和2年3月に至りWHOの新型コロナウイルスの「パンデミック」表明などもあり、景気の急減速が見込まれるほか、マイナス金利や地域の人口減少などの外部要因は相変わらず私ども地域金融機関にとって引き続き厳しい経営環境となりました。

特に今回のコロナウイルス禍によって人の交流が減り、宿泊業や飲食業をはじめ多くの企業の方に大きな影響を与えていますが、のとしんは、お客さまが困っていらっしゃる時にこそお役にたつ信用金庫でありたいとの思いから、従来以上にお客さまの様々なご要望に対し、きめ細かく対応していきたいと考えます。また、今回のコロナ禍のなかで在宅勤務や働き方の変容、新生活様式への対応が求められ、それらの大きなデジタル化への変化に対応できなければ金庫としても生き残れない、それらを十全に活用できてこそ、お客さまに新しいサービスの提供や地域の魅力向上、その情報発信強化が可能になるのだと思います。

さて当金庫の令和元年度の決算は、預金残高310,151百万円、貸出金残高176,551百万円となりました。また自己資本比率は12.81%と必要な国内基準4%を大幅に上回っています。一方、収益面では本業益であるコア業務純益が前期比114百万円増の424百万円、同じく経常収益が前期比130百万円増の4,235百万円となりましたが、経常利益は前期比106百万円減の200百万円となり、増収減益となりました。

コロナウイルス禍を含め地域を取り囲む環境が厳しさを増すなか、当金庫が担うべき役割はますます重要なものとなると思われませんが、地域金融機関の使命、地域経済を全力で支え、お客さまのために奉仕するという基本理念を忘れることなく、この困難な時代に立ち向かっていく所存です。「疾風勁草」

何卒、皆さまにはより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

令和2年7月

理事長 鈴木正俊



のとしんと地域社会

■ のとしんが考える地域貢献について

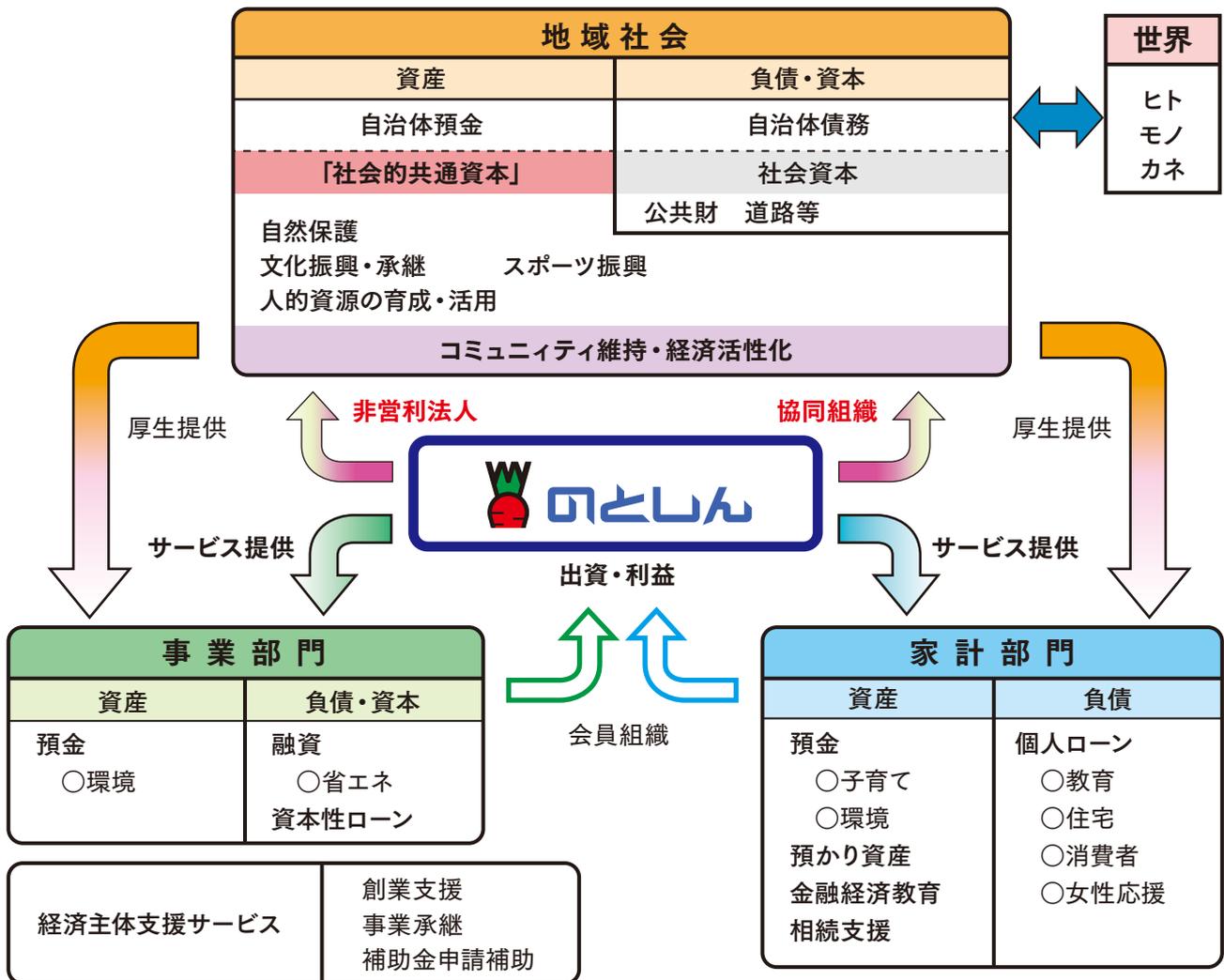
のとしんは、能登・金沢地域を事業区域として、地元の中小事業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の目的として運営されている相互扶助を理念とする金融機関です。

お客様の大切な資金をお預かりし、地元で資金を必要とするお客様にご融資を行うとともに、各種の経営支援を行っております。またお客様の資産形成に資することによって、地元の事業や生活の繁栄へのお手伝いをするとともに、地域社会の一員として中小事業者や住民の皆様と強いきずなで結ばれたネットワークを形成し、地域経済の持続的な発展に努めております。

また、これらの金融機能以外にも地域の「社会的共通資本」ともいうべき「自然保護」や「文化振興・承継」及び「人的資源の育成」、「地域コミュニティの維持」等を通じて、地域社会の維持・発展に貢献していきたいと考えます。

すなわち、のとしんは、地域社会の維持・発展を目的とする、金融を核としたサービス(厚生)を提供できる共同組織を目指しております。

地域社会の維持・発展を目的とする 金融を核としたサービス業



お金を貸す前に知恵を貸す(課題解決型、提案型営業)

あんがと営業(顧客本位の業務運営)

森を育てる(長期的な視点で収益管理)

お金の他産地消(外からの資金流入と支出は地域内循環)

わたしたちは、のとしんです

■ 文化的・社会的貢献活動

「地域社会の一員であること」

それがのとしんの原点です。

愛すべきこの地域の発展のためにできることを、わたしたちはさまざまな角度から、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

“小さな出会いを大きなふれあいへ” 今日もあなたのそばで………のとしんです。

◆地域貢献活動への参加

平成7年より毎月17日をボランティアの日と定め、各地域での清掃活動等を実施しています。本活動は、令和2年3月末で299回を数えました。また、この活動は、平成29年6月に行われた第28回全国「みどりの愛護」のついで国土交通大臣表彰を受けております。

今後も、各市町のお祭りをはじめ、スポーツ大会や文化活動に積極的に参加し、地域を盛り上げてまいります。



31.4.12 新入職員研修
ゴミを拾いながらの30キロ歩行



1.6.1 「第68回金沢百万石祭り」
百万石踊り流し



1.7.14 七尾港まつり「第41回総踊り」



1.8.1 本店営業部にて
カトムシのプレゼント



1.8.8 鳴和支店にて献血活動



1.8.25 城山クリーン大作戦



1.8.26～30 COC プラス事業
共創インターンシップ



1.9.27 毎月17日のボランティア活動



1.10.27 金沢マラソンボランティア

◆顧客ネットワーク化による地域交流

のとしん悠々倶楽部、キャロットクラブなど各種顧客サークルがあり、旅行やゲートボール大会など、のとしんの会員が楽しく集っています。



1.6.25～「七尾港開港120周年記念チャータークルーズ」



1.10.16～1泊2日 のとしん悠々倶楽部
和倉温泉くつろぎの旅/
2019ビッグスペシャルショー(～17日)



1.10.24 第36回のとしん理事長杯
争奪ゲートボール大会開催

■ のとしん環境保全活動

「自然豊かなふるさとを次代の子どもたちに残すために」

当金庫は、CSR(企業の社会的責任)を重視する金庫経営を目指し、特に社会的な問題となっている「人口減少」と「環境問題」を地域における重要課題として捉え、取り組んでおります。

豊かな自然に恵まれた能登をはじめ“いしかわ”のかけがえない環境を保全し、次代を担う子どもたちに自然豊かなふるさとを引き継いでいくことは、企業市民としての責務であるとの考えから、事業活動に伴う環境負荷の低減をはじめ、金融機能を通じて企業や個人の環境保全活動の支援等、地域と一体となった環境配慮型経営に取り組み、地域経済の発展、豊かな地域社会づくりに貢献していきたいと考えております。



第29回信用金庫PRコンクール
全信協会長賞受賞ポスター

◆ のとしんの森づくり

当金庫では、平成20年5月1日に石川県と「企業の森づくり」協定を締結し、中能登町の石動山県有林3haにおいて森づくり事業を始め現在に至ります。

◆ のとじまの松林再生活動

平成26年7月1日に石川県と「企業の森づくり」協定を締結し、七尾市能登島半浦地区の県有林において松林再生活動に取り組んでおります。

「森づくりファンド」は当金庫創設の基金です。

地球温暖化の原因である“二酸化炭素(CO₂)”の吸収を図るため、能登の森で人工林の整備、植林などを中心に、「石川県」や「公益社団法人石川の森づくり推進協会」の技術指導のもと、ボランティア等のご協力を得ながら環境保護活動を実施しております。おかげさまで12年目となる昨年度も多くのお客さまに“森づくりファンド”にご賛同いただき、本定期預金に88億円のお預け入れをいただきました。このお預け入れ額を基にした「お客さまからの寄付金」および「当金庫の拠出金」を活動資金とし、令和元年度は7月と11月に石動山(中能登町)の「ボランティアの森ゾーン」において、枝打ち、間伐、苗木の植樹、林道清掃などを行いました。

これまでに行った森づくりの結果、県が創設した「森林整備活動CO₂吸収量認証制度」で 9.0トン(累計246トン)の二酸化炭素を吸収したものと認定されました。

また、平成26年からは「のとじまの松林再生活動」を開始しました。近年、薪を使わなくなったことなどにより松林の手入れが行き届かなくなったことや、松くい虫や台風の被害等により松林が衰退、荒廃しているなか、こうした松林の再生活動を通じて里山づくりを推進し、自然豊かな能登の原風景の再生を目指しております。令和元年度は10月に地掻き、間伐材の搬出などを行いました。

今後も皆さまからのご寄付を有効に活用し、森づくり事業に取り組んでまいります。



【森づくりファンド 令和元年度収支】

単位:千円

期 初 基 金 残 高		3,016
収 入	基 金 額	335
	うちご預金者からの寄付額	68
	うち当金庫拠出額	266
	うち決算利息	0
支 出	森づくり費用	430
	第23回石動山の森づくり	242
	第24回石動山の森づくり	0
	第6回のとじまの松林再生活動	187
	児童環境学習活動費用	70
期 末 基 金 残 高		2,851



1. 7. 20 第23回石動山の森づくり



1. 10. 26 第6回のとじまの松林再生活動

■ 長谷川等伯再発見ファンド事業

「地域文化の“振興および次代への承継”」

当金庫は平成22年から、ふるさと文化応援定期預金「長谷川等伯再発見ファンド“等伯”」を発売し、お客様からその利息の一部をご寄付いただき、その浄財の活用により「長谷川等伯ふるさと調査」を実施してきました。

この調査は、画聖の没後400年を記念し、能登時代に信春と名乗った等伯の実像を探る目的で、平成22年7月から現地調査を始めたものです。

3次、5年間にわたる調査において、等伯研究に意義のある数々の成果をあげることができました。

また、平成28年8月から平成30年度までの3年間、等伯という稀代の絵師を生んだ戦国時代の七尾城と、七尾城下町で花開いた能登畠山文化の実像を明らかにする調査事業「能登畠山文化の源流をゆく」を実施しました。畠山氏のもと、都に劣らない一流の文化が花開き、戦国期随一の文化大名だったことが明らかになるとともに、七尾城の庭園跡などの往年の栄華を伝える物証を初めて確認するなど、畠山文化への理解が深まりました。

昨年度からは、再び長谷川等伯の調査を3か年計画で立ち上げ、かつての調査では明らかにできなかった等伯のルーツとも呼ぶべき養祖父・無分(無文)、等伯の上洛以降の「空白の17年」、等伯後の長谷川派の子孫や門人などの足跡を追う調査を始めております。



◆ 『長谷川等伯再発見ファンド』について

1. 事業内容

○歴史・文化継承活動

高度な文化的土壌と豊かな風土のなかで培われ、受け継がれてきた地域の文化遺産を次の百年へと発展、継承していくための活動を行います。

○足跡の調査・研究活動

能登で活躍した時代の足跡を調査・研究し、埋もれてきた等伯伝説を明らかにすることで、文化遺産としての価値を高めます。

○作品収集への支援活動

作品収集を支援することで、等伯生誕地としての地域ブランドの向上を目指します。

○情報発信活動

等伯の魅力を広めるための啓発活動、情報発信活動を行います。

2. 活動資金

“ふるさと文化応援定期預金”の取扱いによる「お客さまからの寄付金」および「当金庫の拠出金」を活動資金とします。

【等伯ファンド 令和元年度収支】 単位:千円

期 初 基 金 残 高		25,719
収 入	基 金 額	565
	うちご預金者からの寄付額	123
	うち当金庫拠出額	442
	うち決算利息	0
支 出	能登畠山文化の源流を行う 特別協賛事業	10,000
	計	10,000
期 末 基 金 残 高		16,285



■ のとしんのSDGsへの取組み

当金庫はこれまで、地域金融機関として、地域の皆様の幸せと地域社会の繁栄を願い、地域の課題の解決に向けた様々な取組みを行ってきました。今般、SDGsの理念が広く一般に浸透しつつあるなか、当金庫としてもその取組みに賛同し、「のと共栄信用金庫SDGs宣言」を行い、その理念を経営に反映させることで、これまで以上に地域の皆様とのパートナーシップを強化し、共に持続可能な地域社会を目指すことといたしました。

のと共栄信用金庫 SDGs宣言

のと共栄信用金庫は、地域社会の一員として、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に賛同し、その達成に向けた取組みを通じ、持続可能な地域社会の実現に努めてまいります。

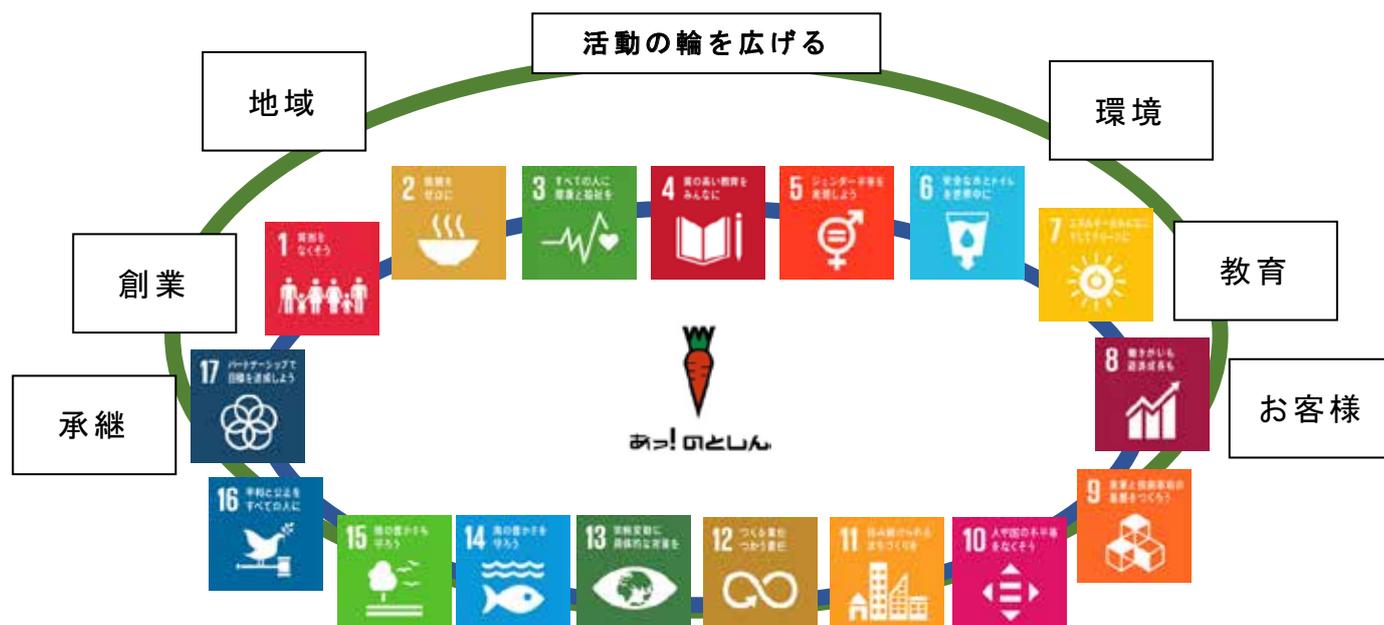
令和元年6月17日
のと共栄信用金庫
理事長 鈴木正俊

当金庫のSDGsの取組概要

SDGsとは、平成27年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標」で、17のゴールと169のターゲットで構成されています。

当金庫では、SDGsを、地域社会のさまざまな関係者が、それぞれの領域や立場を超えて、ともに幸せな地域の未来を描きつつ、持続可能な地域社会の実現に向けて、協働して取り組むチャレンジと位置付けました。

当金庫は、基本理念『心』の精神のもと、地域社会のさまざまな関係者とのパートナーシップを強化するとともに、SDGsの理念を経営に反映させることで、地域社会とともに持続的に成長してまいります。



【重点推進項目】

① 中小事業者の皆様のご成長、発展、承継のお手伝いを通じた地域経済の持続的発展



- ・中小事業者の皆様との伴走とライフサイクルに応じた課題の共有
- ・付加価値営業力の強化とコンサルティング機能の拡充
etc.

② お客様のより安心で豊かな生活を実現するための資産形成のお手伝い



- ・マネーアドバイザーの能力向上とフィデューシャリーデューティの徹底。
- ・地域住民の皆様とのライフサイクルに応じたイベントの開催
etc.

③ パートナーシップの強化と協働の推進



- ・地域応援コーディネーターの育成
- ・地域の環境保全と豊かな自然の次世代への継承
- ・SDGsセミナー等の啓発事業の推進
- ・「のとしんふるさと基金」を活用した助成の実施
etc.

■ わがまち基金プロジェクトの取組み

平成30年8月、地域の総合的な付加価値向上を目指しながら、当金庫としての新たな金融のしくみを構築することを目的に、日本財団「わがまち基金」を活用したわがまち基金プロジェクトをスタートいたしました。

モデル地域として、七尾市大呑地区を選定し、地域が自ら稼ぎ経済が循環する魅力と事業性あふれるコミュニティを目指しております。生産人口減少、空き家の増加、高齢化など抱える問題は様々ですが、当金庫の地域創業応援コーディネーター10名が課題解決に向けて地域とともに取組んでおります。



具体的には、飲食事業、宿泊事業、体験・特産品開発事業の3グループで活動しており、各々県外視察や地域とのワークショップ、専門家を交えた勉強会などを実施してきました。

現在、飲食事業では、本年5月に市内飲食事業者の誘致が実現、当地域の中心部においてオープンしました。豊富な山海の幸をつかった料理は定評が高く、すでに富山などからのリピート客が多く、地域活性化の起爆剤的存在として期待されております。又、宿泊事業は地域の空き家のリノベーションを実施、完成間近であり1棟貸切りの形態で、8月の開業を目指しております。しかし、当地域の空き家は依然多く、今後も増加する懸念が大きいことから、

2棟目を視野に入れ空き家調査なども実施しております。

特産品開発、体験事業では、和倉温泉旅館と連携した薪割りピザ焼き体験、当地のお米を使った地酒「大呑雫」開発を実施しました。「大呑雫」は、市内の酒屋や観光施設などで販売されており、当地の飲食店でも好評であり地域を売り出すきっかけづくりに一役買っております。このように各事業が有機的につながることで、地域活性化の歯車がうまく回りだしたような手ごたえを感じております。



概況及び組織

1. 基本理念

心

基本理念

人びとの幸せと

郷土の繁栄をねがい

すばらしい^{あした}未来を実現するために

若さと誠意と情熱をもって

たゆみなく前進します

2. 行動指針

「心を大切にすること」

行動指針

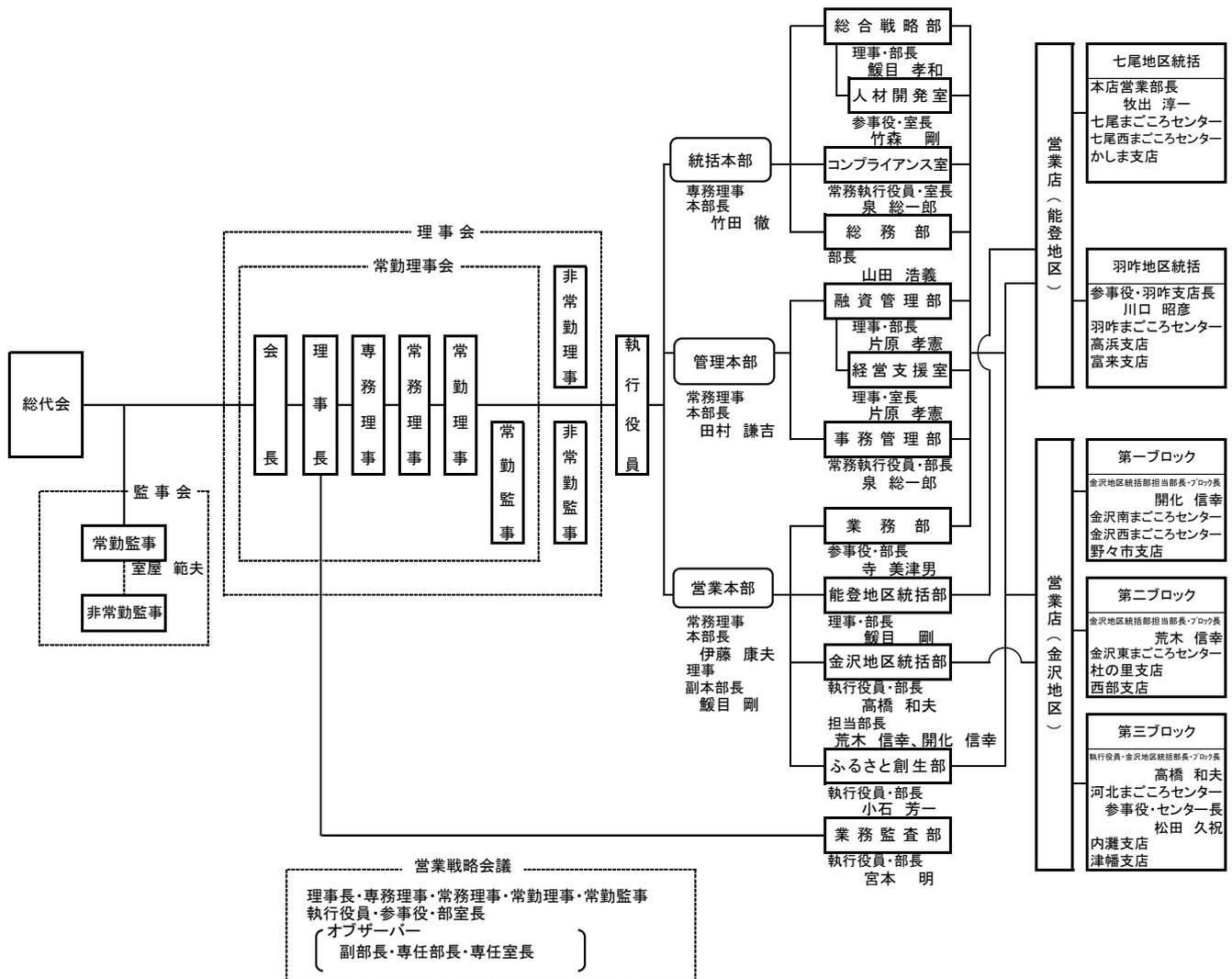
まごころで接しよう	そこに信頼が芽ばえる
笑顔でつつもう	みんなが心豊かになる
思いやりをもとう	まわりに幸せが広がる
創意をみがこう	そこに活力が生まれる
チャレンジしよう	そこにこそ ^{あした} 未来が開ける

のとしんの基本理念、行動指針の底に流れているものは、人と人とのかかわり合いを大切にすることであり、相手の身になって考えることを生きがいとする心です。

のとしんの役職員一人ひとりが、地域社会やそこに住むすべての人々に支えられていることを深く認識し、基本理念、行動指針の「心」のもと、それぞれが力を合わせ、役割や責任を果たして行きたいと考えております。

3. 事業の組織図と役員・執行役員一覧

(令和2年6月12日現在)



【役員・執行役員一覧】

会 長	大 林 重 治	
理 事 長	鈴 木 正 俊	代表理事(※1)
専務理事	竹 田 徹	代表理事・統括本部長
常務理事	伊 藤 康 夫	代表理事・営業本部長
常務理事	田 村 謙 吉	代表理事・管理本部長
常勤理事	緩 目 孝 和	総合戦略部長
常勤理事	緩 目 剛	営業本部副部長・能登地区統括部長
常勤理事	片 原 孝 憲	融資管理部長
理 事	小 田 與 之 彦	(※1)
理 事	小 松 栄 子	(※1)
常勤監事	室 屋 範 夫	
監 事	池 水 龍 一	(※2)
監 事	吉 川 外 喜 男	
常務執行役員	泉 総 一 郎	事務管理部長 兼コンプライアンス室長
執行役員	宮 本 明	業務監査部長
執行役員	小 石 芳 一	ふるさと創生部長
執行役員	高 橋 和 夫	金沢地区統括部長

※1は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

<営業店(能登地区)> (13店舗)

- ・七尾まごころセンター(3店舗)
(本店営業部・川原町支店・小丸山支店)
- ・七尾西まごころセンター(2店舗)
(和倉支店・鹿北支店)
- ・羽咋まごころセンター(3店舗)
(羽咋支店・志雄支店・押水支店)
- ・外 5店舗

<営業店(金沢地区)> (14店舗1出張所)

- ・河北まごころセンター(2店舗)
(七塚支店・宇ノ気支店)
- ・金沢南まごころセンター(3店舗)
(金沢南支店・久安支店・八日市支店)
- ・金沢東まごころセンター(2店舗1出張所)
(森本支店・鳴和支店・木越出張所)
- ・金沢西まごころセンター(2店舗)
(野町支店・堅町支店)
- ・外 5店舗

4. 事業の概況

■ 令和元年度業績

預 金

預金残高は、前期末比 2,972百万円(0.94%)減少し、310,151百万円となりました。
科目別では、要求払性預金が 6,383百万円(5.29%)増加したのに対し、定期性預金は 9,355百万円(4.85%)減少しました。
また、個人事業者預金が 43百万円(0.20%)、法人預金が 3,438百万円(6.75%)、公金預金が 768百万円(3.98%)、ともに減少したものの、個人預金は 1,279百万円(0.57%)増加しました。

(単位:百万円)

	令和元年度	平成30年度	増 減	増減率
預 金 積 金	310,151	313,123	△2,972	△0.94%

貸 出 金

貸出金残高は、前期末比 4,544百万円(2.64%)増加し、176,551百万円となりました。
事業性融資は 5,776百万円(5.78%)増加したものの、住宅ローンを中心とした個人ローンが 868百万円(2.36%)、地公体向け融資が 363百万円(1.02%)、それぞれ減少しました。

(単位:百万円)

	令和元年度	平成30年度	増 額	増減率
貸 出 金	176,551	172,007	4,544	2.64%

出 資 金 諸積立金

出資金は、期末残高 746百万円(会員数 29,926人)となりました。
諸積立金等の期末残高 17,327百万円を合わせ、純資産残高(当期純利益を含む)は 19,031百万円となりました。

自己資本 比 率

自己資本比率は、前期末比0.53ポイント低下したものの、12.81%と国内基準の4.0%を大きく上回っております。

	令和元年度	平成30年度	増 減
自己資本比率	12.81%	13.34%	△0.53 ^{※1}

利 益 等

利回りの低下が継続するなかで資金の効率的運用に努めた結果、有価証券利息配当金が増加したことに加え、役員取引等収益が増加したことにより、経常収益は8期ぶりの増収となりました。

一方、経費の削減に引き続き努めたものの、新型コロナウイルスの影響で株式市場が下落したことや、将来に備えて不良債権の償却を進めたことにより、臨時費用が一時的に増加し、経常利益、最終利益はともに3期連続の減益となりました。

(単位:百万円)

	令和元年度	平成30年度	増 減	増減率
経 常 収 益	4,235	4,105	130	3.17%
コア業務純益	424	309	114	37.03%
業 務 純 益	598	393	204	51.86%
経 常 利 益	200	306	△106	△34.72%
当 期 純 利 益	95	200	△104	△52.07%

店舗及び 職 員 そ の 他

営業店舗数は 28店舗(出張所を含む)と前期と同様です。
その他店舗外の現金自動機コーナーは、令和2年7月1日現在、21ヵ所設置しております。
また、期末役職員数は 221人で、前期末に比して7人減少しました。

令和2年度事業推進計画 骨子

【 機会 】

- 探求型対話の実践
- 老後に向けた資産形成意識の高まり
- キャッシュレス化と顧客チャネルの多様化
- 働き方改革に対する社会的意識の高まり
- SDGs経営におけるビジネス訴求力の拡大
- 事業承継ビジネスの拡大
- ICT（情報通信技術）の進展と活用的高度化
- 政権の安定とローカル・アベノミクスの推進
- 高齢者・女性の活躍促進

【 脅威 】

- 少子高齢化・人口減少による地域経済の縮小
- 人手不足、人材確保難
- 超低金利環境の長期化
- 民法改正による債権管理回収業務の複雑化
- 他金融機関、異業種との競争激化
- 廃業の増加と相続預金の流出
- ICTの進展に伴う顧客ニーズの多様化・複雑化
- 景気後退と与信費用の増加懸念
- 海外情勢の不透明感の拡大と国際的な金融規制の強化

【 元年度見込み 】

- ・預金平残 PB 112億円
- ・貸出金平残 PB 61.7億円
- ・非資金利益比率 3.1%
- ・実質コア業務純益 2.9億円
(PH127万円)
- ・実質OHR 91.2%
- ・本業支援
継続実施先 424先

【 2年度目標 】

- ・預金平残 PB 126億円
- ・貸出金平残 PB 70億円
- ・非資金利益比率 3.8%
- ・実質コア業務純益 3.4億円^(注1)
(PH146万円)
- ・実質OHR 88%
- ・本業支援
継続実施先 520先

10年後の姿

ありたい姿

- ・預金平残 PB 140億円
- ・貸出金平残 PB 78億円
- ・非資金利益比率 10%以上
- ・実質コア業務純益 7億円
(PH300万円以上)
- ・実質OHR 75%以下
- ・本業支援
継続実施先 1,000先以上

強靱な経営体質

顧客基盤・財務基盤・人財基盤の強化

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた

金融仲介機能の発揮

持続可能なビジネスモデルの確立に向けて

共感・共創・共栄

1. 金庫の活動に対し、会員、お客様、地域からの共感を得られるように努める。
2. 事業価値の向上に向けた支援を通じ、地域の稼ぐ力の維持・向上に努める。
3. エンゲージメントの向上を図り、職員自らの成長意欲と仕事に対する熱意を醸成する。
4. 経費の削減と非資金利益獲得の強化および適切な債権管理に努める。
5. 全金庫的な法令等遵守態勢と金融政策の変更を見据えたリスク管理態勢の高度化を図る。

課題解決型
提案型営業

あながと営業
(顧客本位の業務運営)

長期的視点での
収益管理

お金の他産地消

重点課題	主要施策	SDGs対応項目
新型コロナウイルス対策	「新型コロナウイルス対策に係る基本方針」に基づく取組みの徹底	③⑧⑪
1. 事業者向けコンサルティング機能の強化	(1) ライフサイクルに応じた事業支援 (2) 事業性評価に基づく課題の解決	②⑧⑨
2. 個人向けコンサルティング機能の強化	(1) お客様本位と利便性向上の取組み (2) ライフサイクルに応じた最適プランの提案	④⑧⑩
3. 地域の課題解決に向けた取組み	(1) 地域特性に応じた事業運営と域内連携の強化 (2) 地域資源の活用と活性化	①②⑥⑧⑪ ⑫⑬⑭⑮⑰
4. 活力に満ちた職場づくり	(1) 一人ひとりが輝くための成長機会の提供 (2) 意欲を生み出す組織づくり	⑤⑯
5. 経営の効率化	(1) 経営資源の効率的活用 (2) 資産の効率的な運用	⑪⑫

(注1) 実質コア業務純益 = コア業務純益 - 投資信託売却損益

5. 主要な事業の内容

- (1)預金及び定期積金の受入れ
- (2)資金の貸付け及び手形の割引
- (3)為替取引
- (4)上記(1)～(3)の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - ① 債務の保証又は手形の引受け
 - ② 有価証券「⑤に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。」の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - ③ 有価証券の貸付け
 - ④ 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - ⑤ 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - ⑥ 短期社債等の取得又は譲渡
 - ⑦ 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、日本銀行、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本酒造組合中央会、独立行政法人福祉医療機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人環境再生保全機構、一般社団法人しんきん保証基金、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人全国石油協会、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本建設業保証株式会社
 - ⑧ 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - ⑨ 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - ⑩ 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - ⑪ 振替業
 - ⑫ 両替
 - ⑬ デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であつて信用金庫法施行規則で定めるもの(⑤に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - ⑭ 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
信金中央金庫
- (5)国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記(4)により行う業務を除く。)
- (6)法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - ① 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - ② 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
 - ③ スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託または独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
 - ④ 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
 - ⑤ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - ⑥ 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

6. 内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法第 36 条第 5 項第 5 号及び同法施行規則第 23 条の規定に基づき、業務の健全性及び適切性を確保し、内部統制の有効性を維持するための体制を整備しております。

1. 当金庫の理事及び職員並びに当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当金庫及び当金庫の子法人等から成る集団(以下、「当金庫グループ」という)は、法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」と「コンプライアンス行動基準」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に定めた手引書である「コンプライアンス・マニュアル」と、それを実践するための「コンプライアンス・プログラム」を策定します。
- (2) 当金庫グループは、「コンプライアンス統括責任者」のもとにコンプライアンスを一元的に管理する統括部署を設置するとともに、リーガルチェック等を行う相互牽制機関として「コンプライアンス委員会」を設置します。また、本部及び営業店等毎に「コンプライアンス管理者」を配置し、コンプライアンス統括部署との連携を図ります。
- (3) 当金庫グループは、公益通報者を保護するための制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部署の管理者及び顧問弁護士に通報・相談等を行うことができる受付窓口を設置します。
- (4) 当金庫グループは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」や遮断手続きに関する規程・要領等を定めるとともに、職員の安全を確保しつつ、不当な要求に対しては断固拒絶するための体制を構築します。
- (5) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証します。

2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行に係る情報については、文書の整理保管、保存期限および廃棄ルール等を定めた「文書保存規程」に基づき、適切に保存・管理します。
- (2) 理事会、常勤理事会、各委員会および各会議の議事は、議事録を作成し適切に保存・管理します。
- (3) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができます。

3. 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制

- (1) 当金庫の代表理事は、子法人等の代表取締役との定例報告会において、子法人等の取締役等の職務執行の状況のうち、重要な情報など経営上の重要事項に関する報告を受けます。
- (2) 内部監査部門は、定期的に又は必要に応じて、法令等に抵触しない範囲において、コンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告します。
- (3) 当金庫は、子法人等における業務の決定及び執行が適正になされるよう、子法人等の非常勤取締役及び非常勤監査役を当金庫の理事が兼務します。

4. 当金庫グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当金庫は、当金庫グループの適正な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理の基本方針」に基づく「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定するとともに、「統合的リスク管理要領」とリスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理要領等を策定します。
- (2) 当金庫は、当金庫グループのリスクを一元的に管理する統括部署及びリスクカテゴリー毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保します。また、リスク管理方針に基づき資産・負債を総合的に管理し、運用戦略等の策定・実行に係る部門を「リスク管理委員会」とします。
- (3) リスク管理統括部署は、当金庫グループにおけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常勤理事会に報告します。また、特に経営に重大な影響を与える事案については理事会に速やかに報告します。
- (4) 当金庫グループは、大規模災害、システム障害および風評リスク等の緊急事態の発生に伴い生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、「危機管理計画書」に基づいて危機管理態勢を整備します。
- (5) 内部監査部門は、統合的リスク態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証します。

- 5. 当金庫の理事及び当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- (1) 理事会とその補佐機関としての常勤理事会を一体化した審議・意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営及び付議事項等は「理事会規程(及び同付議基準)」及び「常勤理事会規程」に定めます。
 - (2) 業務執行等に関する重要事項については、あらかじめ常勤理事会において協議を行い、その審議を経て執行の決定を行います。
 - (3) 理事会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践します。
 - (4) 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定め、具体的な対応は常勤理事会、各委員会及び担当理事等の判断に委ねます。
 - (5) 子法人等に係る管理主管部署は、子法人等の事業の実施状況を定期的に管理・検証し、必要に応じて理事会及び常勤理事会へ報告するとともに、子法人等から求めがあるときは、当該業務を支援します。
- 6. 当金庫の監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項**
- (1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができます。
 - (2) 監事とその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常勤理事会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置します。
- 7. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項**
- (1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととします。
 - (2) 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めることとします。
- 8. 当金庫の理事及び職員並びに当金庫の子法人等の取締役等及び使用人等が当金庫の監事に報告をするための体制その他当金庫の監事への報告に関する体制**
- (1) 理事及び職員は、当金庫グループにおける次に定める事項について事態認識後直ちに監事に報告することとします。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としません。
 - ① 理事会(子法人等においては取締役会)及び常勤理事会で決議された事項
 - ② 当金庫グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ③ 経営状況に関する重要な事項
 - ④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ⑤ 重大な法令・定款違反
 - ⑥ 公益通報の状況及び内容
 - ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項
 - (2) 職員は、前項に関する重大な事実を認識した場合には、監事に直接報告できるものとします。
 - (3) 監事は、当金庫グループの役職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができます。
 - (4) 監事は、当金庫グループの業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて当金庫グループの役職員に対して説明を求めることができます。
 - (5) 当金庫は、当金庫グループの役職員が監事への報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これを当金庫グループの役職員に周知します。
- 9. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- (1) 監事は、監事監査基準に基づき、理事会その他重要な会議への出席、理事とのヒアリングおよび内部監査部門・会計監査人等との連係を通じ、監査を実効的に行います。
 - (2) 監事会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用します。
 - (3) 当金庫は、監事とその職務の執行について生ずる費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- 10. 当金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制**
- (1) 当金庫の子法人等が行う業務が法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるよう、当該業務の主管部署等が定期的にモニタリングする等の措置を講じます。
 - (2) 当金庫と当金庫の子法人等との取引が、弊害防止措置等の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から適切なものとなるよう、コンプライアンス統括部署や内部監査部門が定期的にモニタリングする等の措置を講じます。
 - (3) 監事及び内部監査部門は、当金庫の子法人等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査を行います。また、監査の対象とできない当金庫の子法人等の業務については、当該業務の主管部署等による管理状況を監査対象とします。

7. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み

■新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた金融円滑化の取組み

当金庫は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ事業者等の資金繰り支援を喫緊の課題とし、貸付条件の変更等の申込みに対して迅速かつ柔軟に取り組んでおります。また、必要に応じて、よりきめ細かく経営改善に向けたご支援を行うなど、課題解決型金融の実践に努め、地域とともに歩んでまいります。

○貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（令和2年3月10日から6月末）

	中小企業	住宅資金者
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	500 (248)	13 (4)
うち、実行に係る貸付債権の数	454 (220)	12 (4)
うち、謝絶に係る債権の数	0 (0)	0 (0)
うち、審査中の貸付債権の数	43 (25)	1 (0)
うち、取下げに係る債権の数	3 (3)	0 (0)

(注)債権単位の累計です。()内は新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

■「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を準備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度
新規に無保証で融資した件数	112	525
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	3.89%	18.31%
保証契約を解除した件数	41	45
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0	0

■「ななお創業応援カルテット」の取組み

当金庫は、平成26年1月、七尾市、七尾商工会議所および日本政策金融公庫の4機関で「業務提携・協力に関する協定書」を締結し、創業支援に係る官民一体となったワンストップ支援体制「ななお創業応援カルテット」を設立しました。創業を思い立った初期段階から創業後のフォローまでの支援を実施し、当地域での創業を円滑化することで事業所減少に歯止めをかけることを目指しております。

設立以降、令和2年7月1日までの取組状況は以下のとおりです。

(単位：件)

		性別		住所				業種			
		男性	女性	七尾市内	県内 (七尾除く)	県外		飲食	サービス	小売	製造 その他
						ターン	Uターン				
相談 件数	202	125	77	125	35	26	16	73	83	19	27
		61.9%	38.1%	61.9%	17.3%	12.9%	7.9%	36.1%	41.1%	9.4%	13.4%
創業 件数	89	51	38	61	13	8	7	30	38	6	15
		57.3%	42.7%	68.5%	14.6%	9.0%	7.9%	33.7%	42.7%	6.7%	16.9%

■新型コロナウイルス感染症への対応

当金庫では、令和2年1月29日に鈴木理事長を本部長とする新型コロナウイルス対策本部を設置し、3月11日には、新型コロナウイルスに係る基本方針を決定。国による緊急事態宣言に先んじて各種の感染防止とお客様対応に取り組んでいます。

○新型コロナウイルス対策に係る基本方針

1. お客様と役職員およびその家族の安心・安全を確保するとともに、地域における感染拡大の防止に努めます。
2. 社会インフラとしての自覚と責任のもと、地域住民への金融サービス機能の維持に努めます。
3. 地域の社会・経済に及ぼす負のインパクトの最小化に努めます。
4. 事業者の資金繰り支援等に、あらゆる手段と資源を活用し、全力をあげて適切かつ迅速、丁寧に取り組めます。
5. 行政や地方公共団体、信用保証協会、政府系金融機関をはじめ、他の関係機関と緊密な連携を図るなど、これらの取組みを迅速かつ適切に実施できる態勢を整備します。

感 染 防 止

- ・役職員のマスク着用と検温の実施
- ・勤務体制を3班体制とするとともに、本部機能を4拠点に分散
- ・全店舗において昼時間帯の窓口休業の導入
- ・消毒液、窓口にアクリルパネルを設置し飛沫感染対策
- ・感染防止策を徹底した渉外活動

お 客 さ ま ご 支 援

- ・3月末までに全事業性取引先への訪問
- ・事業性取引先の資金繰り支援等に最優先で取り組む方針の徹底
- ・全店に「新型コロナウイルス等の相談窓口」の設置
- ・休日相談窓口とフリーダイヤルの設置
- ・経営支援室を設置し、お客さまへの経営支援体制を強化
- ・個人のお客さま向けにフリーローン「心配無用！」の取扱開始

○資金繰り等のご支援

事業性の全取引先をいち早く訪問し、資金繰り等のご相談に応じるとともに、ゴールデンウィークも含め、休日期間中も相談受付窓口を設けるなど、金庫業務を新型コロナウイルス対策に集中してまいりました。その結果、6月30日現在で1,677件のご相談を受け付けし、ご融資額は審査中も含め1,057件で151億円となりました。

今後とも、資金繰りへのご支援や売上げ拡大のサポートはもとより、国の持続化給付金や感染拡大防止協力金の申請のお手伝いを行うなど、お客さまの事業継続に支障が出ないよう、可能な限りのサポートを行ってまいります。

8. コンプライアンス(法令等遵守)体制

コンプライアンスとは、「法令等遵守」のことで、法令のみならず企業内部の規定、社会的規範などのルールを守るという意味です。

当金庫では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つであると位置付けし、役職員一人ひとりが日々の行動を通じて、お客様や地域社会から親しまれ、信頼され、貢献できる信用金庫になるよう、倫理意識の高揚と法令遵守マインドの向上に努めております。

具体的には、当金庫で策定した「コンプライアンス・マニュアル」の全役職員への周知、年度ごとの実践計画書として「コンプライアンス・プログラム」の策定、庫内研修へのコンプライアンスに関するカリキュラムの組み入れ、部店単位での毎月の勉強会の実施など、コンプライアンスの徹底に積極的に取り組んでおります。

また、コンプライアンス実現のための組織として、平成11年にコンプライアンス委員会を設置するとともに、各部店の部次長・店長をコンプライアンス担当者に任命しました。さらに、平成28年6月に「コンプライアンス室」を新設し、コンプライアンスに係る専担部署の位置付けを明確にして、その体制の強化を図りました。

■当金庫のコンプライアンス基本方針

1. 健全な事業活動の展開

金庫は、法令やルールを遵守し、社会的規範にもとることのない、健全かつ公正な事業活動を行います。

2. 地域金融機関としての社会への責任

金庫は、地域金融機関としての自覚を持ち、社会的責任と公共的使命を果たします。

3. 質の高いサービスの提供

金庫は、多様化、高度化する顧客ニーズに適合した、質の高い金融・非金融サービスを提供いたします。

4. 地域社会とのコミュニケーションの充実

金庫は、経営情報を積極的かつ公正に開示するとともに、ボランティア等の地域貢献活動を推進いたします。

5. 基本的人権の尊重

金庫は、一人ひとりの人権を尊重し、プライバシーを保護するとともに、非合理的なあらゆる差別を行いません。

6. 人材の育成と活用

金庫は、一人ひとりの資質と創造性を生かし、自己実現の機会を提供し支援いたします。

■当金庫の金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

金融商品に係る勧誘方針

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

(注)当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

9. お客様の個人情報保護について

当金庫は、お客様からお預かりしている大切な個人情報について、役職員一人ひとりが法令等に定められたルールを遵守して適正かつ安全な取り扱いに努めます。

そのため役職員全員が「個人情報保護3原則」を周知徹底し、お客様の「信頼と期待」に応えるようお約束いたします。

- 個人情報の正しい取得に努めよう！
- 個人情報の正しい利用に努めよう！
- 個人情報の正しい管理に努めよう！

■当金庫の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

のと共栄信用金庫(以下「当金庫」という。))は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」という。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1)個人情報等の取得

当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

お客様の個人情報は、

- ① 預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ② 営業店窓口担当者や渉外担当者等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④ 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2)個人情報等の利用目的

当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的

(利用目的)

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ① 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ② 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ③ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ④ 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥ 所得税法に基づく不動産取引に関する支払調書作成事務のため
- ⑦ 所得税法に基づく報酬・料金等の支払調書作成事務のため
- ⑧ 小規模企業共済契約に係る共済金等請求書類作成事務のため
- ⑨ 預金口座付番に関する事務のため
- ⑩ その他法令に基づく個人番号取扱事務のため

(3)ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、当金庫の相談窓口までお申し出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正等・利用停止等について

- (1) お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- (2) お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- (3) お客さまからの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- (4) 以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、当金庫の相談窓口までお申し出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

6. 個人情報等の委託等について

当金庫は、お客さまのお取引やサービスを提供するために個人情報に関する取扱いを外部に委託・提供することがあります。委託・提供する場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検等を行います。

7. 個人情報等の維持管理体制の強化について

当金庫は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように役職員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いについて継続的に努めて行きます。

【個人情報等に関する相談窓口】

のと共栄信用金庫 事務管理部

〒926-8601 石川県七尾市松物町 35 番地

【電話】0767-52-3450 【fax】0767-54-8360

【E-mail】soumu@notoshin.co.jp

10. 苦情処理措置・紛争解決措置等のご案内

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等(以下「苦情・紛争」という。)を営業店または金庫本部で受け付けさせていただいております。私たち“のとしん”は、お客様の「信頼と期待」に応えるために公正中正な立場で、誠心誠意の対応をさせていただきます。

1. 苦情・紛争の申し出があった場合
お客様から苦情・紛争のお申し出があった場合、その内容を十分にお聞きしたうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係に基づく解決
事実関係を把握したうえで、営業店、本部各部等とも連携を図り、迅速かつ公正中正にお申し出事案の適切な解決に努めます。
3. 改善措置と再発防止等の対策
苦情・紛争のお申し出については記録化して保存し、対応結果に基づく改善措置を講じて、再発防止や未然防止に努めます。
4. 苦情・紛争の申し出の方法
当金庫に対する苦情・紛争は、電話・ファクシミリ・eメール・郵便(手紙)・面談等、お客様のご都合のよい方法をお選びいただくようお願いいたします。
5. 苦情・紛争の申し出先
苦情・紛争は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

<p>のと共栄信用金庫 事務管理部 金庫本部:〒926-8601 石川県七尾市松物町 35 番地 【電話】0767-52-3450 【fax】0767-54-8360 【E-mail】soumu@notoshin.co.jp 受付時間 営業日の午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分までの間 (土・日・祝日を除く) 受付媒体:電話・ファクシミリ・eメール・郵便(手紙)・面談</p>

6. 当金庫以外の苦情・紛争の申し出先
当金庫のほかに、(一般社団法人)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」及び「北陸地区しんきん相談所」等でも苦情・紛争のお申し出を受け付けております。詳しくは上記事務管理部にご相談ください。

(1) 全国しんきん相談所

名 称	全国しんきん相談所 ((一社)全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
電 話 番 号	03-3517-5825
受 付 日 時 間	月～金(祝日・12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受 付 媒 体	電話・手紙・面談

(2) 北陸地区しんきん相談所

名 称	北陸地区しんきん相談所 ((一社)全国信用金庫協会)
住 所	〒920-0902 金沢市尾張町 1-4-15
電 話 番 号	076-261-2836
受 付 日 時 間	月～金(祝日・12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受 付 媒 体	電話・手紙・面談

7. 金沢弁護士会及び東京弁護士会等への相談

金沢弁護士会・福井弁護士会・富山県弁護士会及び東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。なお、金沢弁護士会・福井弁護士会・富山県弁護士会及び東京三弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。詳しくは事務管理部または上記「全国しんきん相談所」及び「北陸地区しんきん相談所」等へお申し出ください。

名 称	住 所	電話番号	受 付 日 時 間
金沢弁護士会 紛争解決センター	〒920-0912 金沢市大手町 15-15-3	076-221-0242	月～金 (祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00
福井弁護士会 紛争解決センター	〒910-0004 福井市宝永 4-3-1	0776-23-5255	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

名 称	住 所	電話番号	受 付 日 時 間
富山県弁護士会 紛争解決センター	〒930-0076 富山市長柄町 3-4-1	076-421-4811	月～金（祝日、年末年始を除く） 10:00～16:00
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:30～12:00、13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く） 10:00～12:00、13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

8. 苦情・紛争の現地調停及び移管調停

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、当金庫事務管理部、金沢弁護士会、福井弁護士会、富山県弁護士会、東京三弁護士会、全国しんきん相談所及び北陸地区しんきん相談所にお尋ねいただくか、金沢弁護士会、福井弁護士会、富山県弁護士会、東京三弁護士会または当金庫のホームページをご覧ください。

当金庫ホームページ <https://www.shinkin.co.jp/notoshin/>

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、金沢弁護士会の紛争解決センター等にお越しいたき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、〇〇弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

9. 当金庫の苦情・紛争の対応

当金庫は、「お客様サポート等管理規程」及び「金融商品等の取引に係る紛争事務等管理規程」等を制定して、お客様からの苦情・紛争のお申し出に迅速かつ公正中正に対応するため、金融ADR(裁判外紛争解決)制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して適切に苦情・紛争の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

11. 反社会的勢力の取引遮断について

当金庫では、暴力団や暴力団組員を中核とする反社会的勢力との取引の遮断について、反社会的勢力に対する基本方針や遮断手続きに関する規程および要領を制定し、取組みの責任体制を確立して、その運用について職員一人ひとりに周知徹底を図り、反社会的勢力との金融取引の遮断態勢を確保し鋭意取組みをしております。

- (注) ① 反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員(「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」を含む)・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標榜ゴロ・特殊知能暴力集団等・その他これらに準ずる者を言います。
② 遮断とは、金融取引を謝絶し、排除することです。

■ 当金庫の反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

その一 私たちは、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

その二 私たちは、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

その三 私たちは、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

その四 私たちは、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

その五 私たちは、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

12. リスク管理体制に関する事項

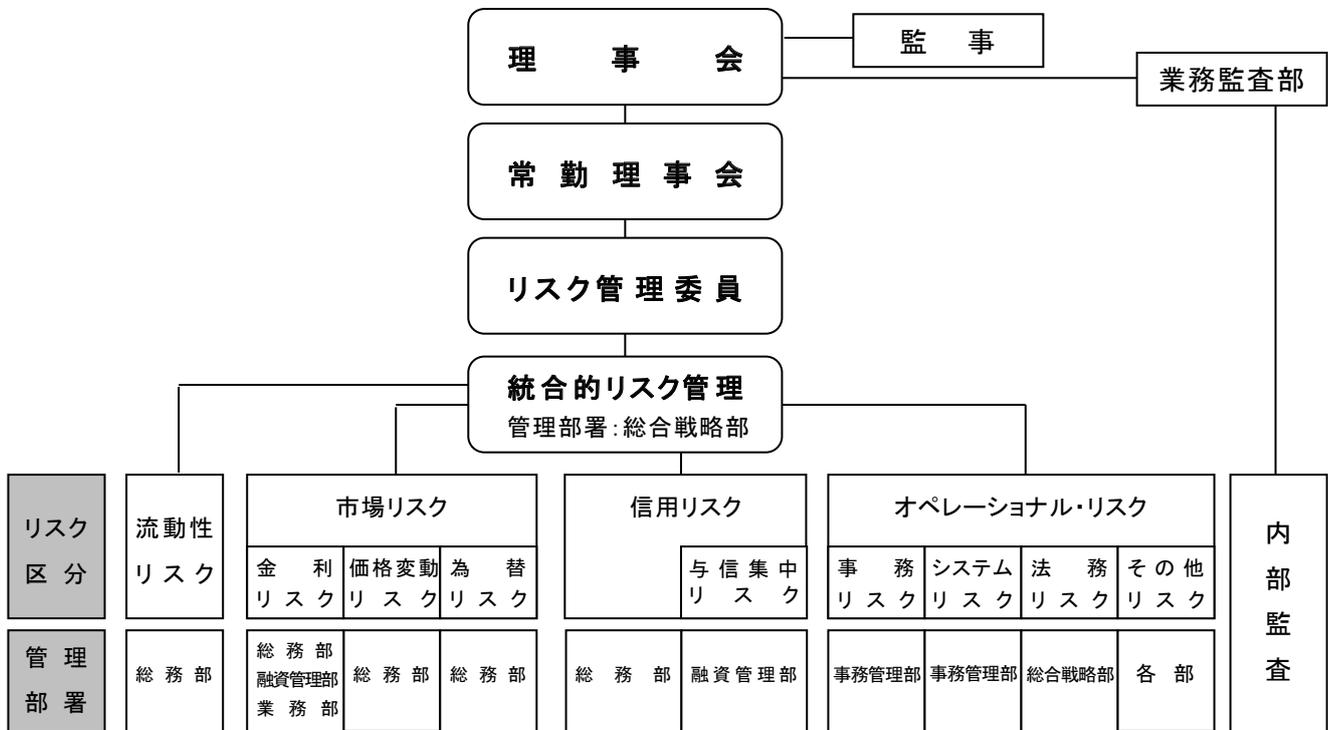
■リスク管理の基本方針

マイナス金利政策の長期化と新型コロナウイルス禍による先行き不透明感の広がりにより、金融機関を取り巻く環境は一段と複雑化・多様化し、経営におけるリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。今後も地域の金融機関として信頼をいただき、地域社会に貢献していくためには、従来以上に適切なリスク管理を行っていくことが、当金庫の経営の最重要課題であると捉えております。

当金庫は、多様なリスクの正確な把握と適切な管理・運営が、適正な業務の遂行と収益力の向上には不可欠なものと考え、「リスク管理規程」及びリスク領域別の「リスク管理要領」の定めに基づき、常勤理事会やリスク管理委員会を中心に、リスク管理体制の整備に積極的に取り組んでおります。

当金庫では、想定されるリスクを信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク及び流動性リスクに大別し、これらを管理対象としております。このうち、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの一部については、それぞれ個別の方法で評価したうえで、リスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）との比較、対照により、経営体力に応じた一定のリスクをとることで、適正な収益の確保を目指しております。また、流動性リスクとオペレーショナル・リスクについては、その規模や特性に応じた適切な管理を行うことにより、顕在化の未然防止と極小化に努めております。

■リスク管理体制図



13. 自己資本に関する事項

■自己資本調達手段の概要

自己資本は、バーゼルⅡでは主に基本的項目と補完的項目で構成されていましたが、バーゼルⅢではコア資本に統一されました。当金庫の自己資本は、地域のお客さまからお預かりしている出資金のほか、返済や利払い等の負担のない純粋な利益の積立等で構成されております。

※バーゼルⅢとは、バーゼル銀行監督委員会が公表している金融機関の自己資本比率等に関する国際統一基準で、先の世界金融危機を契機として見直された新しい規制の枠組みのことです。平成22年に公表され、平成25年度から段階的に適用されることとなりました。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は、金融機関の健全性を評価するうえで最も重要な指標ですが、当金庫の自己資本比率は国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保持していると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策と考えております。

■ 自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	18,970	19,044
うち、出資金及び資本剰余金の額	753	746
うち、利益剰余金の額	18,231	18,312
うち、外部流出予定額 (△)	15	14
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	228	223
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	228	223
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,198	19,268
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	106	104
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	106	104
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	106	104
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	19,092	19,164
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	136,439	143,023
資産 (オン・バランス) 項目	131,659	137,997
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	4,747	4,917
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	32	105
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0	3
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,655	6,514
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	143,095	149,538
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	13.34%	12.81%

(注)「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づく開示を行っております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	136,439	5,457	143,023	5,720
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	134,433	5,377	140,097	5,603
(i)ソブリン向け	3,963	158	4,644	185
(ii)金融機関向け	19,908	796	16,746	669
(iii)法人等向け	50,607	2,024	57,130	2,285
(iv)中小企業等・個人向け	37,833	1,513	38,624	1,544
(v)抵当権付住宅ローン	3,384	135	2,545	101
(vi)不動産取得等事業向け	8,432	337	10,894	435
(vii)3か月以上延滞等	241	9	272	10
(viii)その他	10,062	402	9,239	369
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,398	135	4,242	169
ルック・スルー方式	3,398	135	4,242	169
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	32	1	105	4
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	3	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,655	266	6,514	260
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	143,095	5,723	149,538	5,981

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」「金融機関向け」「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. オペレーショナル・リスク相当額は、「基礎的手法」により算出しております。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞}$$

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

14. 信用リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、信用リスクを「当金庫が管理すべき最重要のリスク」とであるとの認識のもと、年度ごとに与信業務における基本方針や具体的運用方針を明示した「信用リスク管理方針」を策定し、広く役職員に理解と遵守を促すと共に、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。信用リスクの評価につきましては、「資産の自己査定基準書」に則り厳格な自己査定を実施し、さらに信用リスク管理の高度化に向け、インフラ整備等をすすめてまいります。

なお、貸倒引当金は、「償却・引当基準」に則り、債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正に計上しております。

■リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトとは、債権の危険度を表す指標で、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産や債務者の種類毎の掛目のことです。自己資本比率の算出には、あらかじめ定められたリスク・ウエイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウエイトを決定する内部格付手法があります。標準的手法を採用する金融機関については、リスク・ウエイトの判定に適格格付機関の信用評価（外部格付）の区分毎に定められたリスク・ウエイトを使用することになります。

当金庫は、「標準的手法」を採用しており、リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

1. 株式会社格付投資情報センター
2. 株式会社日本格付研究所
3. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ
4. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

■リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウエイト区分（％）	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	74,449	—	76,179
10%	—	24,681	—	25,761
20%	1,991	101,777	2,423	86,090
35%	—	9,669	—	7,273
50%	17,839	143	20,627	311
75%	—	40,995	—	42,130
100%	1,285	65,167	2,314	72,194
150%	—	41	—	164
200%	—	—	—	—
250%	—	882	—	566
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	338,925		336,037	

- （注） 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入部分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

業種別及び残存期間別

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
製 造 業	14,197	16,167	10,362	11,273	2,700	4,100	-	-	40	35
農 業、林 業	360	475	360	475	-	-	-	-	1	0
漁 業	234	272	234	272	-	-	-	-	4	4
鉱業、採石業、 砂利採取業	1	0	1	0	-	-	-	-	-	-
建 設 業	14,520	15,540	13,980	14,635	509	904	-	-	13	6
電気・ガス・ 熱供給・水道業	3,104	4,265	700	662	2,403	3,603	-	-	-	-
情報通信業	293	614	104	124	100	400	-	-	-	-
運輸業、郵便業	4,181	4,377	3,036	3,233	1,104	1,103	-	-	3	1
卸売業、小売業	12,609	13,102	11,815	12,208	700	800	-	-	65	39
金融業、保険業	107,330	90,435	5,264	5,234	7,700	6,600	-	-	-	-
不 動 産 業	25,001	27,845	23,647	26,308	1,300	1,500	-	-	23	19
物品賃貸業	600	808	600	808	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	4,037	4,847	4,029	4,427	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	6,726	6,930	6,726	6,930	-	-	-	-	51	48
飲 食 業	5,960	5,741	5,960	5,741	-	-	-	-	6	25
生活関連サービス 業、娯楽業	3,160	2,817	3,066	2,807	-	-	-	-	30	24
教育、学習支援業	516	766	516	766	-	-	-	-	5	4
医 療、福 祉	5,414	5,773	5,414	5,773	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	8,560	8,651	8,519	8,611	-	-	-	-	7	13
国・地方公共団体等	71,112	72,457	35,469	35,106	35,639	37,347	-	-	-	-
個 人	36,962	36,107	36,962	36,107	-	-	-	-	23	53
そ の 他	14,035	18,038	-	-	590	3,790	-	-	-	-
業 種 別 合 計	338,925	336,037	176,776	181,510	52,746	60,149	-	-	278	276
1 年 以 下	100,242	87,839	30,993	29,653	2,638	2,179	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	27,136	26,310	13,132	11,843	3,703	5,967	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	27,149	31,472	15,849	20,369	10,599	10,202	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	29,175	24,655	16,060	17,412	11,618	5,481	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	40,064	39,945	24,589	24,870	5,554	11,036	-	-	-	-
10 年 超	95,464	102,015	75,521	76,823	18,041	21,492	-	-	-	-
期 間 の 定 め の な い も の	19,693	23,797	629	537	590	3,790	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	338,925	336,037	176,776	181,510	52,746	60,149	-	-	-	-

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、その他資産などが含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成30年度	297	228	—	297	228
	令和元年度	228	223	—	228	223
個別貸倒引当金	平成30年度	1,294	1,210	193	1,100	1,210
	令和元年度	1,210	861	443	767	861
合計	平成30年度	1,592	1,439	193	1,398	1,439
	令和元年度	1,439	1,085	443	995	1,085

(注)当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

■業種別の個別貸倒引当金の残高及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
製造業	181	211	211	211	7	1	174	210	211	211	10	—
農業、林業	0	0	0	1	—	—	0	0	0	1	—	—
漁業	1	1	1	2	—	—	1	1	1	2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	262	114	114	103	146	6	116	108	114	103	0	147
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	2	5	5	4	1	—	0	5	5	4	2	—
卸売業、小売業	134	158	158	196	1	8	133	150	158	196	2	33
金融業、保険業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
不動産業	321	426	426	47	1	414	320	12	426	47	1	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
各種サービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	—
宿泊業	170	107	107	99	9	0	161	107	107	99	3	21
飲食業	5	5	5	15	—	0	5	5	5	15	6	—
生活関連サービス業、娯楽業	45	52	52	44	19	6	26	46	52	44	2	8
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	—	—
その他のサービス	58	33	33	49	—	—	58	33	33	49	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	109	90	90	84	7	2	102	88	90	84	0	5
合計	1,294	1,210	1,210	861	193	443	1,100	767	1,210	861	28	217

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

15. 信用リスク削減手法に関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、一定の要件を満たす担保、保証等について、一定の範囲で削減額を資産から控除することにより、信用リスク・アセット額を軽減することが出来る手法のことです。

なお、お客様から担保・保証をいただく際には、説明義務を果たす一方で、融資に際しては過度に担保・保証に依存しない審査に努めております。

当金庫では、以下の手法を採用しております。

1. 適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としております。

2. 貸出金と自金庫預金との相殺

信用リスク削減の計算上、ご融資先毎に担保に供していない預金の一部を貸出債権と相殺しております。相殺に使用する預金の種類は、一定の要件を満たす定期預金及び定期積金としております。

3. 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等及び一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権(保証される部分に限る)について、原資産及び債務者のリスク・ウエイトに代えて当該保証人のリスク・ウエイトを適用しております。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,244	3,690	16,010	16,353	—	—
①ソブリン向け	—	—	4,970	4,976	—	—
②金融機関向け	10	10	—	—	—	—
③法人等向け	1,848	1,694	475	329	—	—
④中小企業等・個人向け	2,282	1,871	10,555	11,037	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	62	40	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	40	74	—	—	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等	0	0	7	9	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

16. 市場リスクに関する事項

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産(オフバランス資産を含む)の価値が変動し、損失を被るリスクのことをいいます。

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場リスクについて、経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行うことにより、適正な収益を確保することを基本方針としております。

リスク・ファクターの変動に対しては、的確かつ迅速なリスク判断を行うためにリスク管理委員会を設置し、資産・負債の総合管理を実施しております。具体的には、金利予測を柱に調達と運用の資金計画に対する予測、その予測と実績の差異などを総合的に把握し、市場リスクや流動性リスクを管理しつつ収益機会を的確に捉える方法等を検討し、検討内容については定期的に常勤理事会に報告しております。加えて、リスク管理部署である総務部がリスク量の計測を行っているほか、一定の限度枠が必要と判断される運用商品については枠の設定を行い、その遵守状況をモニタリングするとともに、定期的にリスク管理委員会へ報告しております。

リスク量については、バリュー・アット・リスク(VaR)等により計量化しており、損益に影響を及ぼす可能性のある事象については、シミュレーションを実施し、将来の収益見通しに役立てております。

17. 流動性リスクに関する事項

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により決済資金等必要な資金が確保できなかったり、資金の確保において、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことをいいます。

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場での著しく不利な価格での取引を余儀なくされないことがないよう、市場の状況を適切に把握し対応するとともに、資金の調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を整備することを基本方針としております。

日々の資金繰りについては、即時に換金できる流動性の高い資金(支払準備資産)が、預金残高の一定水準以上を維持するよう管理しております。また、緊急時の資金調達手段として、信金中央金庫に資金を預けるなど、十分な支払準備資産を確保し不測の事態に備えております。

18. オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外生的な事象から生じる損失に係るリスクのことで、事務リスク、システムリスク、法務リスク等のリスクをいいます。

当金庫では、お客さまに安心してお取引いただくために、事務リスクとシステムリスクについては特に重要度の高いリスクであると認識しております。

事務リスクとは、事務処理におけるミスや事故、不正等により損失を被るリスクのことで、システムリスクとは、情報システムの障害または誤作動、システムの不備、災害、不正利用等により損失を被るリスクのことで、

■事務リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、常に事務リスクの所在を把握し、内部規程等の整備や事務指導により厳正な事務管理を行うことを基本方針としております。

多様化、複雑化する業務に適切に対処し、想定される事務リスクを未然に回避するために、規程の整備を図るとともに、業務監査部による臨店監査、営業店による店内検査、主管部署による事務取扱指導、相互牽制チェック体制など万全の内部事務管理を行い、事務の正確性の維持と事故防止に努めております。

■システムリスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、金庫が保有する情報とその情報を保護するシステムについて適切に管理する体制を整備することを基本方針としております。

業務のIT化が進展するなか、情報システムは金庫の業務運営に欠かせない存在です。当金庫は「しんきん共同センター」に加盟しており、システム面において大規模災害にも耐えうる安全性を確保しており、正確で迅速なサービスが可能な体制となっております。情報システムの運用にあたっては、要員の過失や不正利用等を防止する観点から、各種規程、マニュアル等を制定し、これらに即した管理を行っております。また、「情報資産保護に関する基本方針(セキュリティポリシー)」を定め、お客様のデータ保護等に関する管理体制の充実に努めております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しております。

■オペレーショナル・リスク相当額

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
オペレーショナル・リスク相当額	532	521

19. 金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間の mismatches が存在しているなかで、金利が変動することによって受ける現在価値の変動や将来の収益性に対する影響を指します。

当金庫は、金利リスクに対する定期的な計測・評価を行い、適切な管理を行うことを基本方針としております。金利リスクを適正に把握し、経営体力（自己資本）に応じて一定のリスクをとることにより、適正な収益を確保することを目指しております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した銀行勘定の金利リスク量を測定し、リスク管理委員会で協議、検討するとともに、常勤理事会へ報告するなど、金利リスクのコントロールに努めております。

■銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより被るリスク量をみるもので、当金庫では、四半期ごとに△EVE（金利変動に対する経済的価値の減少額）をリスク量として算出しております。

また、当金庫では、明確な金利改定間隔がなく、お客様のご要望によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金をコア預金と定義し、要求払預金の額の50%相当額を平均2.5年の満期とみなしリスク量を算出しております。

当金庫の△EVEは自己資本額の20%を超えておりますが、万一リスクが顕在化した場合でも十分な自己資本が確保されており、自己資本比率の国内基準4%以上を維持すると評価しております。

■金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

（単位：百万円）

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
1	上方パラレルシフト	8,048	6,474	587	
2	下方パラレルシフト	—	—	6	
3	スティープ化	6,209			
4	フラット化	—			
5	短期金利上昇	996			
6	短期金利低下	—			
7	最大値	8,048	6,474	587	
		ホ		ヘ	
		令和元年度		平成30年度	
8	自己資本の額	19,164		19,092	

（注）「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正を受け、令和2年3月末から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

20. 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項

当金庫では、当該取引は行っておりません。

21. 証券化エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、投資家として証券化商品への投資を行っており、適格格付機関が付与した格付を参考に、投資適格格付とされるBBB格以上の商品へ投資するなど、元本の安全性に配慮した投資を行っております。

■信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、「標準的手法」を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

■種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。
なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

1. 株式会社格付投資情報センター
2. 株式会社日本格付研究所
3. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス
4. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

■当金庫がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、当該取引は行っておりません。

■当金庫が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く) (単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
証券化エクスポージャーの額	—	—
(i)カードローン	—	—
(ii)住宅ローン	—	—
(iii)自動車ローン	—	—

b. 再証券化エクスポージャー

当金庫では、当該取引は行っておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く) (単位:百万円)

リスク・ウエイト区分(%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
0%～ 15%未満	—	—	—	—
15%～ 50%未満	—	—	—	—
50%～ 100%未満	—	—	—	—
100%～ 250%未満	—	—	—	—
250%～ 400%未満	—	—	—	—
400%～1, 250%未満	—	—	—	—
1, 250%	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウエイト×4%

ただし、「リスク・ウエイト区分」「エクスポージャー残高」「自己資本の額」はいずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 「1,250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー

当金庫では、当該取引は行っておりません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

当金庫では、当該取引は行っておりません。

22. 株式等エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、株式等について経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としております。

保有する株式については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、上場株式については日々評価額を把握し、非上場株式等については、財務諸表や運用報告を基にした評価を適宜実施する等、内部規定に基づき適正な運用管理を行っております。

価格変動に伴う予想損失額の算出については、バリュー・アット・リスク(VaR)法により計測を行い、リスク管理部署である総務部が、金利リスクと併せて管理し、定期的にはリスク管理委員会で討議、検討するとともに、常勤理事会へ報告しております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、内部規定及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い適正な処理を行っております。

■株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの等 貸借対照表計上額
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		貸借対照表計上額	
						うち益	うち損		
上場株式	平成30年度	—	—	1,427	1,118	△309	12	321	—
	令和元年度	—	—	932	684	△247	4	252	—
非上場株式等	平成30年度	—	—	167	191	23	23	—	1,661
	令和元年度	—	—	167	181	14	14	—	1,661
合計	平成30年度	—	—	1,595	1,309	△285	35	321	1,661
	令和元年度	—	—	1,100	866	△233	18	252	1,661

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合出資持分です。

■子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		貸借対照表計上額	時価	差額	
				うち益	うち損
子会社・子法人等株式	平成30年度	10	10	—	—
	令和元年度	10	10	—	—
関連法人等株式	平成30年度	—	—	—	—
	令和元年度	—	—	—	—
合計	平成30年度	10	10	—	—
	令和元年度	10	10	—	—

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

■株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額			株式等償却
		売却益	売却損		
株式等エクスポージャー	平成30年度	929	86	35	—
	令和元年度	477	38	51	117

23. リスク管理債権等の状況

当金庫では、資産の自己査定に基づき貸倒償却並びに貸倒引当金の計上を実施しております。

令和元年度のリスク管理債権の残高は、前年度に引き続き、取引先の財務内容の改善のほか、不良債権の売却や償却等により減少しました。

「延滞債権」以下の中には、事業を継続している先で、必ずしも回収が困難とはいえない先もあり、すべてが損失につながるものではありません。

リスク管理債権に対しては、厳正に貸倒引当金を計上しているほか、担保や保証によりほとんどが保全されております。

このほか、経営安定化特別積立金15億円が別途積立てられており、更にこれら積立金を含む自己資本総額が191億64百万円となっておりますので、将来においても懸念はないと考えております。

(単体ベース)	(単位:百万円)	
区 分	平成30年度	令和元年度
破綻先債権	503	79
延滞債権	3,905	4,165
3ヶ月以上延滞債権	6	42
貸出条件緩和債権	780	526
リスク管理債権合計(A)	5,194	4,815
貸出金(B)	172,007	176,551
貸出金に占める比率(A)／(B)	3.02%	2.73%
貸倒引当金	1,426	1,072
一般貸倒引当金	228	223
個別貸倒引当金	1,197	848
自己資本額	19,092	19,164
自己資本比率(国内基準)	13.34%	12.81%

- (注)1. 貸出金の未収利息のうち、自己査定で「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」に分類した債務者に対するものは、一律資産に不計上しております。
2. 一般貸倒引当金は、過去一定期間の貸倒実績率に基づき計上しております。
3. リスク管理債権の用語解説
- (1)破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続き開始の申立てがあった債務者
 - ②民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てがあった債務者
 - ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- (2)延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ①上記「破綻先債権」に該当する債権
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- (3)3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- (4)貸出条件緩和債権とは、債務者の再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- (5)なお、これらの開示額は担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。
- (6)実質破綻先・破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額(部分直接償却)しており、その金額は 1,179百万円であります。

24. 金融再生法に基づく開示債権

■金融再生法に基づく資産査定額

令和元年度の正常債権以外の資産査定額は4,833百万円となっておりますが、当金庫の場合には、リスク債権残高に貸出金以外の資産査定額18百万円を加えた金額と等しくなっております。

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,580	1,116
危険債権	2,849	3,147
要管理債権	786	569
金融再生法上の不良債権(A)	5,216	4,833
正常債権	171,745	176,801
合 計 (B)	176,961	181,635
不良債権比率 (A)／(B)	2.95%	2.66%

(注)1. 資産査定の基準

- (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、民事再生法、会社更生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- (2)危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し契約に従った債権の元本回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- (3)要管理債権とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。
- (4)正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。
- (5)実質破綻先・破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額(部分直接償却)しており、その金額は1,179百万円であります。

■金融再生法債権保全状況

令和元年度金融再生法上の不良債権に対する保全状況は77.78%となっております。

なお、不良債権額から担保等保全額を控除した債権額に対する貸倒引当率は45.45%となっております。

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
金融再生法上の不良債権(A)	5,216	4,833
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,580	1,116
危険債権	2,849	3,147
要管理債権	786	569
保全額(B)	4,185	3,759
貸倒引当金(C)	1,268	895
個別貸倒引当金	1,197	848
一般貸倒引当金	71	46
担保・保証等(D)	2,916	2,864
保全率(B)／(A)	80.23%	77.78%
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C)／((A)-(D))	55.17%	45.45%

- (注)1. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。
2. 担保・保証等は、自己査定に基づいて算出した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

25. 総代会

■総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は出資口数に関係なく一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで当金庫では、会員の総意を適正に反映し充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って総代会は、総会と同様、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

■総代の選任方法

総代は会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は総代候補者選考基準に基づき次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)

(注)総代候補者選考基準

- ・当金庫の会員であること
- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい人
- ・良識をもって正しい判断ができる人
- ・人格・識見に優れ、金庫の理念・使命をよく理解している人
- ・緊密な取引関係を有し、金庫の発展に協力的な人
- ・その他総代候補者選考委員が適格と認めた人

■総代の任期と定数

総代の任期は3年と定められています。

総代の定年は80歳と定められています。

総代の定数は100人以上130人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。

なお、令和2年7月1日現在の総代数は109人で、会員数は29,926人です。

■第105期通常総代会の決議事項(令和2年6月12日開催)

第105期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認されました。

報告事項 第105期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

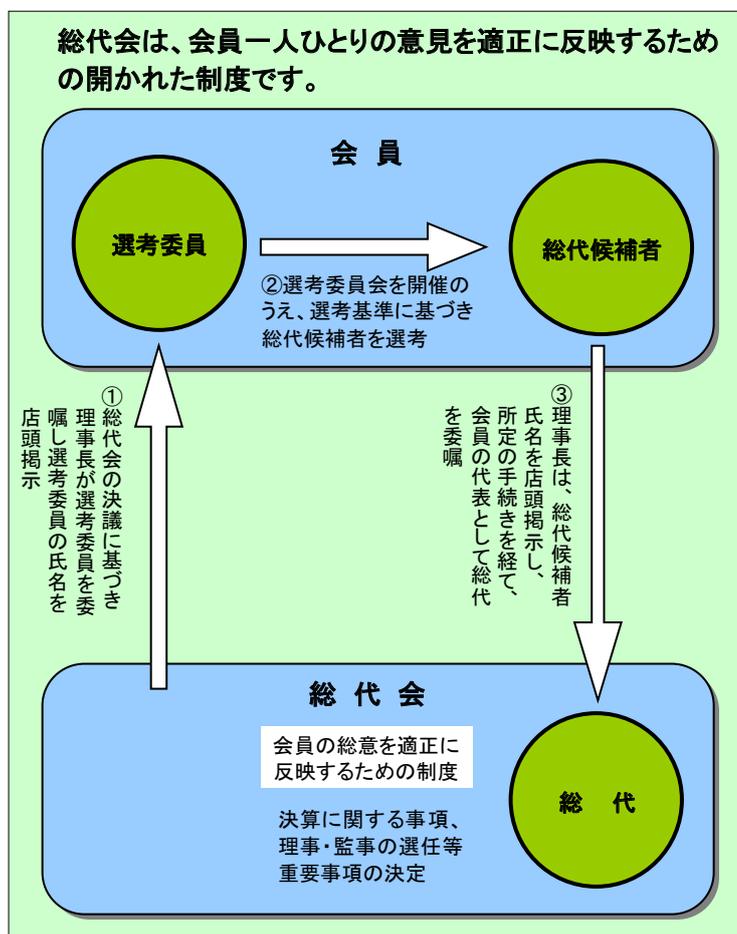
決議事項 第1号議案 第105期剰余金処分(案)承認の件

第2号議案 会員の除名の件

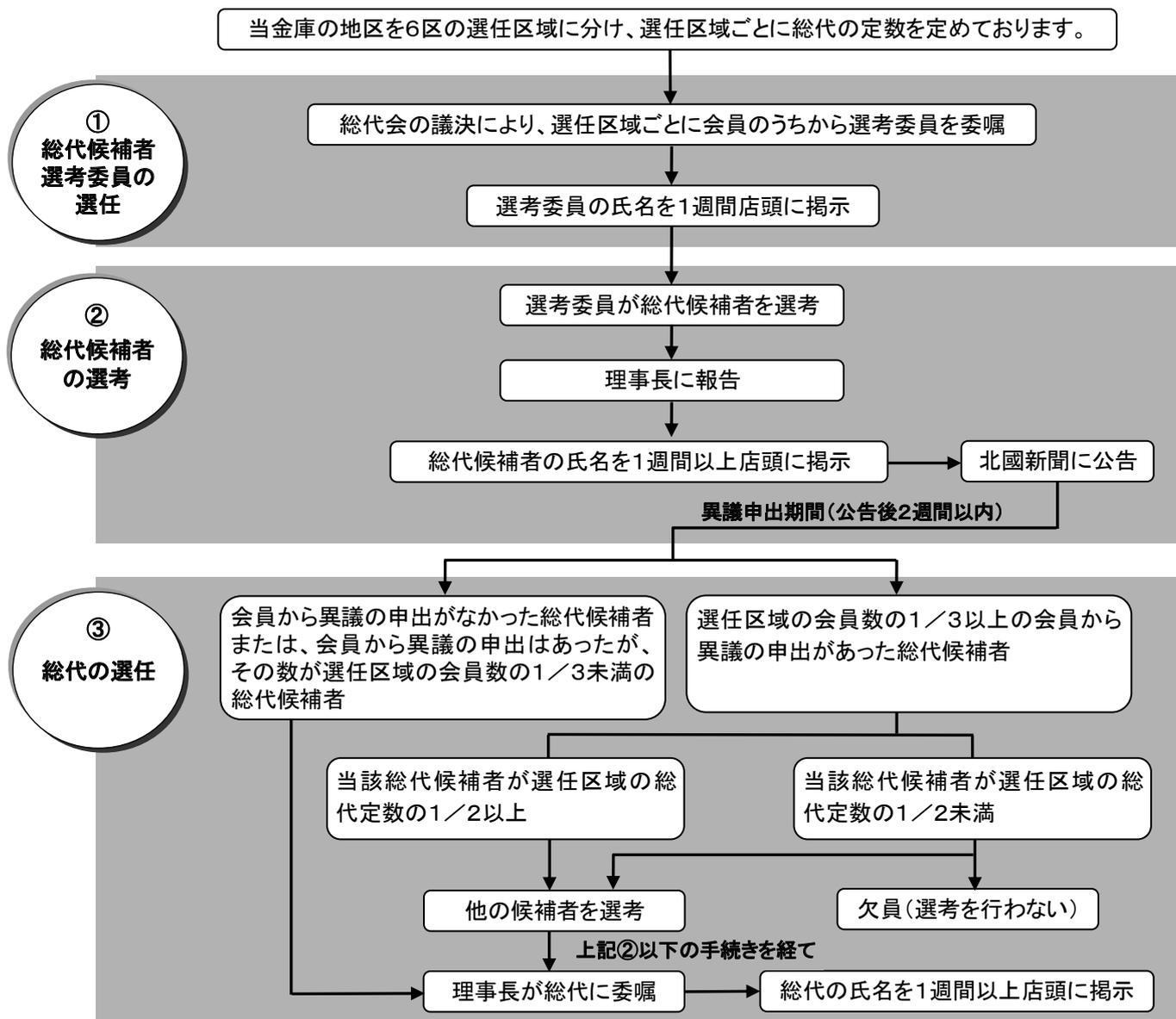
第3号議案 店舗統廃合の件

第4号議案 定款の変更の件

第5号議案 役員賞与支給の件



■総代が選任されるまでの手続きについて



※上記フロー図は、当金庫定款において定めている総代選考手続きに基づいております。

【総代名簿】 令和2年7月1日現在

第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区	地域を限定しない総代
青木 松雄⑥	佐味 貫義⑥	春木 昭樹⑥	端谷 実⑥	勝二 康邦①	上出 正博⑥	的場 定志⑤
今井 富夫①	所司 久雄⑥	肥田 悦和①	久岡 政治③	杉本 孝司⑥	木下長吉郎⑥	三浦 雅博⑥
井村 能尚④	杉原 省⑥	帽子山定雄④	摩郷 則雄⑤	中橋 忠博③	黒保 直治①	宮崎 豊④
浦部 隆博①	千場 和広③	宮本 徹④	松本 久男⑥	濱田 英樹⑤	坂井 陽一⑥	室野 吉雄⑥
圓山 寛人③	高澤 秀晃⑥	矢田 勝二⑥	三浦 雄二⑥	吉田 信⑥	瀬戸 和夫①	米林 和義③
大根 富男④	高澤 良英⑥	谷内 博⑥	南 哲郎⑥	田内満喜夫⑥	瀬戸 和夫①	第6区
勝山 一⑤	瀧川 光明③	山口 宗大①	宮下 新市⑤	表 守活③	高木 益晶①	徳野 光春④
壁屋 俊夫⑥	田村 行利①	若林 高明⑥	第3区	長田 健治④	田中 泰⑥	新田 俊二③
狩山 賢一④	永江 榮毅⑥	第2区	荒木 龍平⑥	濱田 潔⑤	端保 巖⑥	渡辺 晃彦④
川端 充①	中島 忠重①	石川 宣雄⑥	稲村 一成⑤	松本 啓志②	中西 茂宏④	徳野 光春④
関軒 紀一⑥	中西 重寛③	和泉喜久雄⑥	今井 淳一③	山名 知純⑥	西村 吉昭⑥	新田 俊二③
木下 義隆②	中村 明⑥	泉 俊治⑥	井村 真一⑥	山本 利也⑤	苗加 信勝⑤	渡辺 晃彦④
古玉 栄治④	布 辰巳⑥	今本 進③	岡井 克彦⑥	吉田 忠司⑥	野田 正輝⑥	徳野 光春④
笹川修次郎⑥	橋本 秀和⑥	上杉 幸⑤	金田 之治①	第5区	架谷 由法⑥	新田 俊二③
佐原 博之②	羽部 敏徳④	加茂野 隆⑥	久保 順一⑤	石田 信幸⑥	林田 利平⑥	渡辺 晃彦④
	播摩 正義⑥	寺岡 一夫⑥	嵯峨井大民③	市山 勉⑥	藤澤 忠男③	渡辺 晃彦④

※氏名の後の数字は総代への就任回数

【総代の属性等別構成比】

職業別：法人・法人代表者93%、個人事業主5%、個人2%

年代別：70代以上56%、60代29%、50代14%、40代0%、30代1%

業種別：製造業28%、卸売業、小売業25%、建設業21%、生活関連サービス業、娯楽業7%、運輸業4%、医療、福祉4% (上位6業種)

(注) 業種別の構成比は法人・法人代表者及び個人事業主に限る。

26. 役職員の報酬体系

■対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。また、理事会の決定により、退職慰勞金の一定の範囲内で退職功勞金を支給できるとしております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金等の支払いに関して、主として次の事項を定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	122

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」90百万円、「賞与」15百万円、「退職慰勞金」16百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。また、「退職慰勞金」は当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありません。

■対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和元年度においては該当する会社はありません。
3. 「同等額」は 令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和元年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

大正 4年	5月24日	無限責任七尾興産信用組合設立 事務所:七尾町大手町7番地
昭和25年	4月 1日	中小企業等協同組合法による信用組合に組織変更
昭和27年	1月12日	信用金庫法による信用金庫に組織変更、能登信用金庫と改称
昭和60年	5月 1日	CI導入
昭和63年	8月 8日	のとしん総合サービス㈱設立
平成 6年	4月 1日	まごころセンターの設置
平成 7年	4月 1日	のとしんカレッジ開校
	4月17日	カジュアルデーの開始に伴い、ボランティア活動の開始
	5月20日	創立80周年記念式典
平成 9年	3月 1日	のとしんセーフティドライブ(NSD)発足
	10月 1日	のとしんホームページ開設
平成10年	5月 6日	信金大阪共同事務センター加盟
平成11年	3月29日	郵貯ATMとの相互接続取扱開始
	4月 1日	ATM利用手数料還元サービス開始
	6月16日	新理事長就任メッセージ「ふれあい宣言21」発表
	7月 1日	のとしんボランティアズ発足
平成12年	1月17日	消費税納付用積金「納めま専科」発売
	1月20日	女性サークル「のとしんキャロットクラブ」発足
	3月21日	モバイル・インターネットバンキング取扱開始
	4月 3日	理事長へのひとこと伝言板「きどあいらく」開始
	6月22日	介護支援定期「介護物語」発売
	6月23日	第19回信用金庫PRコンクール(全信懇)のポスター部門で最優秀賞受賞
	9月 1日	第3回全国信用金庫協会「信用金庫社会貢献賞」で「奨励賞」受賞
	10月 2日	執行役員制を導入
	12月 1日	投資信託窓販業務を全店で開始
	12月 4日	ポイントカード「のとしんモットいいもの倶楽部」開始
平成13年	3月 5日	しんきんATMゼロネットサービス開始
	4月 2日	スポーツ振興くじ(toto)当選金払戻し業務を3カ店で開始
	6月21日	損害保険窓販業務を全店で開始(住宅関連の長期火災保険「しんきんグッドすまいる」)
	8月 7日	企業支援部(通称:サポート隊)新設
	11月27日	自立型人間養成講座「チャレンジマルコポーロ」開始
平成14年	2月18日	確定拠出年金運営管理機関に登録
	3月18日	輪島信用組合の事業譲受けに伴い、輪島支店オープン
	10月 1日	個人型確定拠出年金業務取扱開始
平成15年	1月20日	生命保険窓販業務を全店で開始
	3月 5日	西支店を廃止し本店営業部に統合
	3月24日	第22回信用金庫PRコンクルールの小冊子部門で、コミュニティー誌「にんじん」が最優秀賞受賞 コミュニティー誌「にんじん」が最優秀賞 ㈱石川銀行の6店舗の営業を譲受け、「久安支店」「内灘支店」「金沢支店木越出張所」を開設 「内灘支店」「金沢支店木越出張所」を開設
	5月 1日	確定拠出年金制度とポイント制の退職金制度導入
	9月20日	のとしん百鍊塾(能登地区)を開講(金沢地区は11月27日に開講)
	11月 4日	能登信用金庫と共栄信用金庫が合併し「のと共栄信用金庫」としてスタート 「しんきんインターネットバンキング」取扱開始 テレビ会議システム導入
平成16年	2月 2日	「しんきん法人インターネットバンキング」取扱開始
	3月 6日	第23回信用金庫PRコンクルールのポスター部門で「合併告知ポスター(6種類)」が最優秀賞受賞
	5月20日	のとしんビジネスクラブの設立
平成17年	2月10日	のとしんエンゼルプラン策定
	3月 1日	多子家族応援定期預金「子宝1000」発売 公庫提携型住宅ローン「フラット35」発売 債務一本化ローン「まとめ上手」発売
	4月19日	七尾市に七尾美術館の美術収集基金として1千万円を寄付
	5月 6日	他行庫カードによる振込業務受付を開始
	5月23日	本店新築開店
	6月 1日	石川県プレミアム・パスポート事業の協賛企業に第1号で登録
	6月17日	CSR推進室の設置 「のとしんふるさと基金」の設立
	8月15日	「がん保障特約付住宅ローン」、「おまとめリフォーム」発売
	9月15日	本部組織を2本部制(管理本部、営業本部)とし、事務管理部を新設
	11月16日	大林理事長秋の国家褒章「黄綬褒章」受章
平成18年	2月 8日	「子どもの笑顔を育む運動」開始
	5月17日	全店舗「子ども110番の家」制度に参加
	8月18日	児童・生徒の通学路における交通安全活動を開始
	9月11日	プレミアム・パスポート事業「子育てにやさしい店金賞」を受賞
	10月11日	石川県ワークライフバランス企業知事表彰を受賞
	10月24日	本店に「縁結びist」交流サロン・サテライト七尾の開設
	11月 6日	飲酒運転撲滅宣言式を実施
	11月20日	良川支店、鹿西支店、能登島支店の3店舗を廃止
平成19年	3月 8日	「県民育児の日」応援定期預金「だんらん300」発売
	4月 6日	退職金専用定期預金「新生活物語」発売
	5月 8日	能登半島復興キャンペーン『負けるな!能登半島』の取組み開始
	10月29日	能登半島復興応援定期預金『負けるな!能登半島』に係る義援金1千万円を石川県に贈呈
	12月 4日	しんきん北陸トライネットATMサービス開始
	12月12日	全店舗に補聴器と簡易筆談器を設置 飲酒運転撲滅運動のセレモニー実施し、全店舗にアルコール検知器を設置

平成20年	1月 4日	子育て応援定期積金『こども未来』発売
	1月15日	子育て家族に対する「振込手数料」無料化開始
	2月20日	金沢地区統括部に「チーム・サポート」を新設
	2月21日	環境保全活動支援型商品「エコ・サポートローン」発売
	3月17日	「人材育成優良企業知事表彰」を受賞
	3月19日	いしかわ事業者版環境 ISO 登録証の受領
	4月 1日	“環境保全活動”支援定期預金の発売 “能登の森づくり”定期預金 森づくりファンド『やまもり』 “いしかわ家庭版環境 ISO”応援定期預金 『エコ宣言！500』
	4月21日	がん・医療保険の取扱開始 「きてくだま葉書」キャンペーン実施（～6月30日）
	5月 1日	「企業の森づくり推進事業」で石川県と協定締結
	6月 6日	「いしかわの木づかい応援住宅ローン制度」協賛
	6月21日	「第1回石動山の森づくり」実施
	7月11日	ISO14001 認証取得
	7月28日	輪島支店移転新築オープン
	8月18日	ふるさといしかわ子育て応援定期預金「だんらん500」再発売
	9月16日	のとしん悠々倶楽部会員向け団体傷害保険「シニア倶楽部」取扱開始
	10月12日	「第2回石動山の森づくり」実施
	11月25日	しんきん携帯電子マネーチャージサービス開始
平成21年	1月22日	夜間の交通事故防止を図る「ヘッドライト・チェンジ運動推進大会」開催
	4月 1日	“運転免許証自主返納者”専用定期預金「運転卒業宣言」の発売
	5月 1日	「環境学習講座等協定調印式」開催
	5月 7日	環境学習講座開始（七尾市・中能登町の全18小学校）
	5月18日	しんきん傷害保険付定期積金「えがお未来」の発売
	7月13日	かしま支店移転新築オープン
	9月13日	野球部「天皇賜杯第64回全日本軟式野球」に出場
	10月 1日	「標準傷害保険」取扱開始
	10月26日	フリーローン『心配無用！』発売
	11月16日	「第1回児童環境学習活動発表会」開催
	11月27日	金融円滑化特別委員会の設置
平成22年	2月 2日	能登地区統括部の新設
	4月 1日	融資部と債権管理部を融資管理部に統合
	6月 1日	ふるさと文化応援定期預金 長谷川等伯 再発見ファンド『等伯』発売
	6月10日	子育て応援普通預金『まなざし』発売
	6月23日	平成22年度「児童環境学習講座」開始（七尾市・中能登町の小学校）
	6月30日	「ふるさと石川環境保全功労者表彰」にて「環境保全貢献企業」として知事表彰を受賞
平成23年	1月 4日	第47回のとしん懸賞品付定期預金「ふるさと三昧'11～静岡からのお取り寄せ～」発売
	1月26日	3カ年の中期経営計画の発表
	3月12日	「長谷川等伯ふるさと調査シンポジウム」開催
	3月17日	「エコドライブ優良事業所表彰」受賞
	3月28日	東日本大震災緊急融資の取扱開始
	4月 1日	ジュニアボード「Sensitive」発足
	4月 7日	「東日本大震災チャリティーバザー」開催
	5月11日	景品ポイント制度「モットいいもの倶楽部」でポイント募金取扱開始<東日本大震災被災地宛>
	6月27日	“しんきんiネット震災復興支援定期積金”発売
	6月28日	省エネ生活応援定期預金『節電礼讃』発売
	7月 1日	省エネ住宅ローン『節電礼賛』<利息還元制度>取扱開始
	7月 3日	第1次東日本大震災ボランティア派遣
	7月 7日	のとしんアグリローン発売
	9月 8日	「ソーラーローン」発売
	10月17日	野々市支店移転新築オープン、移転新築オープン記念定期預金『絆』発売
	11月 1日	「事業者版ソーラーローン」発売
	12月21日	「いしかわ事業者版環境 ISO 優良活動表彰」を受賞
平成24年	1月10日	「統括本部」「管理本部」「営業本部」の三本体制に組織改正 融資管理部と企業支援部を融資管理部に統合、業務推進部を業務部に変更
	2月17日	「石動山の森づくり」で「第1回いしかわエコデザイン賞2011」を受賞
	2月22日	のとしんビジネスローン『躍進』取扱開始
	2月28日	石川県七尾美術館に長谷川等筆「涅槃図」を寄贈
	6月18日	景品ポイント制度において（財）いしかわ子育て支援財団への寄付取扱開始
	6月20日	「石動山の森づくり活動」が第15回信用金庫社会貢献賞「特別賞」受賞
	8月27日	店舗統廃合（金沢中央支店、川原町支店にんじん館出張所）実施
	10月15日	しんきんiネット東日本大震災子ども応援定期積金発売
平成25年	1月28日	能登空港応援定期預金「夢飛行」発売
	8月 1日	「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定書交付
	10月22日	東日本大震災子ども応援定期積金Ⅱ発売
平成26年	1月 6日	いしかわエンゼルマーク運動への登録
	2月10日	NISA（小額投資非課税制度）取扱開始
	3月28日	ビジネスローン『躍進』再発売
	4月25日	のとしんビジネスクラブ設立10周年記念式典
	5月15日	職域サポート制度の導入
	10月29日	大相撲応援定期預金発売
	11月 1日	定期積金「飛躍」発売
平成27年	1月21日	「第1回のとじまの松林再生活動」実施
	2月23日	「のとしん女性会」発足（チームカトレア8名、チームなでしこ7名） 対応コンクール100本選開催

平成27年	5月20日	『あすなろ信用基金』設立準備委員会発足
	5月23日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	6月13日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	6月25日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	7月7日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	9月8日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	10月1日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	10月6日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
平成28年	6月1日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	6月6日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	6月11日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	7月11日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	9月5日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	10月3日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
平成29年	1月4日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	2月27日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	4月3日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	5月17日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	6月5日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
平成30年	2月1日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	2月6日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
平成30年	4月2日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	5月10日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	5月16日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	5月23日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	6月2日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	6月6日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	6月23日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	7月12日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	7月15日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	8月1日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	8月14日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	8月26日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	9月3日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	9月20日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	10月10日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	10月13日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	10月16日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	10月20日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	11月12日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	11月16日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	11月19日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	11月22日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
平成31年	2月1日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	3月4日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	3月7日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典
	3月16日	の第1回とんきん100周年記念講演会及び記念式典

— この1年のあゆみ —

平成31年	4月1日	ふるさと文化応援定期預金 “長谷川等伯再発見ファンド『等伯』” 発売
		ふるさと文化応援定期預金 “森づくりファンド『やまもり』” 発売
令和元年	5月13日	ふるさと教育応援定期預金 『青雲の志』 発売
	5月15日	ニュー市・中能登町「第11回児童環境学習活動キックオフミーティング」開催
	5月28日	大林会長が春の叙勲、旭日小綬章受章
	5月31日	かなざわ能登くらぶ、総会並びに講演会
	6月1日	金沢百万石まつり「百万石踊り流し」に参加
	6月17日	「のとしんSDGs宣言」発表
	7月11日	第55回献血運動推進全国大会にて厚生労働大臣感謝状の贈呈を受ける
	7月14日	第78回七尾港まつり「第41回総踊り」に参加
	7月20日	森づくりファンド事業「第23回石動山の森づくり」実施
	8月25日	七尾市「城山クリーン大作戦」に参加
	9月11日	しんきんビジネスフェア「北陸ビジネス街道2019」開催
	10月1日	J-Debitにおけるキャッシュレス・消費者還元事業に参画
	10月16日	第5回のとしん合同チャリティゴルフ大会開催
		のとしん悠々倶楽部「和倉温泉くつろぎの旅/ビッグスペシャルショー2019」開催
		<小林幸子ショー> (～17日)
	10月24日	第36回のとしん理事長杯争奪ゲートボール大会開催
	10月26日	第6回のとしん松林再生活動実施
	11月4日	大林会長が第73回北國文化賞受賞
	11月8日	森づくりファンド事業「第24回石動山の森づくり」実施
	11月10日	七尾商工会議所共催で、東京女子大学学長茂里一紘氏講演会の開催
	11月16日	かなざわ能登くらぶ講演会並びに懇親会
令和2年	2月10日	のとしん悠々倶楽部「演芸プラン2020」<金沢地区店舗会員限定>実施
	3月4日	令和元年度Co2吸収認証交付 (9.0 Co2ト)
	3月11日	「新型コロナウイルス対策に係る基本方針」発表

28. 店舗のごあんない

金融機関コード：1442

令和2年7月1日現在

店番	店舗名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	ATMコーナー稼働			硬貨 対応	通帳 繰越
						平日	土曜	日・祝		
001	本店営業部	926-8601	七尾市 桧物町35番地	0767-52-3450	0767-53-6764	○	○	○	○	○
002	羽咋支店	925-0035	羽咋市 本町コ86番地の2	0767-22-1144	0767-22-1147	○	○	○	○	○
003	高浜支店	925-0141	羽咋郡 志賀町高浜町ク60番地の48	0767-32-1177	0767-32-3274	○	○	○	○	○
004	富来支店	925-0446	羽咋郡 志賀町富来地頭町8の204番地の1	0767-42-1127	0767-42-1850	○	○	×	○	○
006	志雄支店	929-1425	羽咋郡 宝達志水町子浦レ186番地	0767-29-3155	0767-29-3154	○	×	×	○	×
008	川原町支店	926-0053	七尾市 上府中町ソ部3番地の1	0767-53-2229	0767-53-3748	○	○	○	○	○
009	津幡支店	929-0323	河北郡 津幡町字津幡ハ7番地の1	076-289-4151	076-289-4179	○	○	○	○	○
010	かしま支店	929-1721	鹿島郡 中能登町井田め25番1	0767-76-1144	0767-76-1709	○	○	○	○	○
011	鳴和支店	920-0804	金沢市 鳴和二丁目1番5号	076-252-6255	076-252-6257	○	○	○	○	○
052	鳴和支店 木越出張所	920-0804	金沢市 鳴和二丁目1番5号(鳴和支店内)	076-257-1101	076-257-5394	-	-	-	-	-
012	押水支店	929-1343	羽咋郡 宝達志水町小川武部89番地の1	0767-28-4444	0767-28-4445	○	×	×	○	×
013	七塚支店	929-1172	かほく市 松浜イの65番地3	076-283-4646	076-283-4647	○	×	×	○	×
014	鹿北支店	929-2124	七尾市 白浜町76番地	0767-68-3755	0767-68-3750	○	×	×	○	×
015	和倉支店	926-0173	七尾市 石崎町ヨ部70番地の104	0767-62-4646	0767-62-4648	○	○	○	○	○
018	金沢南支店	921-8164	金沢市 久安三丁目397番地(久安支店内)	076-244-2477	076-244-3896	-	-	-	-	-
019	穴水支店	927-0027	鳳珠郡 穴水町字川島ソの72番地	0768-52-1110	0768-52-1537	○	×	×	○	×
020	宇ノ気支店	929-1126	かほく市 内日角四丁目14番地	076-283-3955	076-283-3957	○	○	○	○	○
021	小丸山支店	926-0048	七尾市 桧物町35番地(本店営業部内)	0767-52-6262	0767-52-4579	-	-	-	-	-
022	輪島支店	928-0001	輪島市 河井町17部30番地4	0768-22-0263	0768-22-5767	○	○	○	○	○
023	久安支店	921-8164	金沢市 久安三丁目397番地	076-242-1406	076-242-2396	○	○	○	○	○
024	内灘支店	920-0271	河北郡 内灘町字鶴ヶ丘四丁目1番地260	076-286-4222	076-286-0354	○	○	○	○	○
032	豎町支店	920-0997	金沢市 豎町83番地の1	076-261-5188	076-261-5124	○	○	○	○	○
033	野町支店	921-8031	金沢市 野町二丁目4番6号	076-242-3610	076-242-8317	○	×	×	○	×
034	西部支店	920-0043	金沢市 長田二丁目24番36号	076-263-0311	076-263-0310	○	×	×	○	○
035	野々市支店	921-8811	野々市市 高橋町18番18号	076-246-3721	076-246-6008	○	○	○	○	○
036	森本支店	920-3114	金沢市 吉原町ハ31番1	076-258-0159	076-258-4371	○	○	○	○	○
037	八日市支店	921-8063	金沢市 八日市出町812番地	076-240-2181	076-240-7988	○	×	×	○	×
039	杜の里支店	920-1167	金沢市 もりの里二丁目97番地	076-233-2262	076-233-2172	○	○	○	○	×

七尾まごころセンター	926-8601	七尾市 桧物町35番地	0767-52-3450	0767-53-6114
七尾西まごころセンター	926-0173	七尾市 石崎町ヨ部70番地の104	0767-62-4444	0767-62-4648
羽咋まごころセンター	925-0035	羽咋市 本町コ86番地の2	0767-22-1144	0767-22-1147
河北まごころセンター	929-1126	かほく市 内日角四丁目14番地	076-283-3955	076-283-3957
金沢東まごころセンター	920-3114	金沢市 吉原町ハ31番1	076-258-0159	076-258-4371
金沢南まごころセンター	921-8164	金沢市 久安三丁目397番地(久安支店内)	076-244-7737	076-244-3896
金沢西まごころセンター	921-8031	金沢市 野町二丁目4番6号	076-242-3610	076-242-8317

本部	926-8601	七尾市 桧物町35番地	0767-52-3450	0767-52-1305
金沢地区統括部	920-0804	金沢市 鳴和二丁目1番5号	076-253-5111	076-253-5110

29. 店舗外現金自動機コーナーのごあんない

令和2年7月1日現在

	名称	所在地	ATMコーナー稼働			硬貨 対応	通帳 繰越
			平日	土曜	日・祝		
七尾市	能登島向田町	七尾市 能登島向田町ろ-1	○	○	○	×	×
	ベイモール	七尾市 小島町大開地1番78	○	○	○	×	×
	恵寿総合病院	七尾市 富岡町94番地	○	○	×	×	×
	古府町	七尾市 古府町へ部35番地3	○	○	○	○	○
	ロッキー七尾店	七尾市 古府町か31番地1	○	○	○	×	×
	小丸山	七尾市 藤橋町申55番地1	○	○	○	○	○
	公立能登総合病院	七尾市 藤橋町ア部6番4	○	○	×	○	×
	国立病院機構七尾病院	七尾市 松百町ハ部3番地の1	○	×	×	○	×
羽咋市	タント	七尾市 奥原町上ノ部133番地	○	○	○	×	×
	公立羽咋病院	羽咋市 的場町松崎24番地	○	○	×	×	×
羽咋郡	ロッキー羽咋店	羽咋市 石野町ロ53	○	○	○	×	×
	アスキー	羽咋郡 志賀町富来領家町甲26番地	○	○	○	×	×
鹿島郡	ロッキー志賀の郷店	羽咋郡 志賀町末吉鶴島3-1	○	○	○	×	×
	アル・ブラザ鹿島	鹿島郡 中能登町井田と部1番地1	○	○	○	×	×
輪島市	能登空港	輪島市 三井町洲衛10部11番1	○	○	○	×	×
かほく市	イオンモールかほく	かほく市 内日角タ25番	○	○	○	×	×
金沢市	木越	金沢市 木越二丁目15番地	○	○	○	×	○
	JR金沢駅	金沢市 広岡町ロ1番地	○	○	○	×	×
	イオン金沢店	金沢市 福久町二丁目58番地	○	○	○	×	×
	県立中央病院	金沢市 鞍月東二丁目1番地	○	○	○	×	×
金沢南※	金沢市 横川七丁目57番地	○	×	×	○	×	

※「金沢南」は、令和2年7月31日(金)に営業を終了いたします。

30. 手数料一覧

(令和2年7月1日現在)

1. 為替手数料

(1) 振込手数料

(1件につき)

区 分	振込金額	当金庫宛		他行庫宛	
		自店宛	他店宛	電信扱	文書扱 (注2)
窓口扱い (注1) (個別振込・総合振込)	3万円以上	550円	550円	880円	660円
	3万円未満	330円	330円	660円	440円
ATM振込・FAX振込の総合振込	3万円以上	440円	440円	770円	—
	3万円未満	220円	220円	550円	—
自動振込	3万円以上	220円	330円	660円	—
	3万円未満	110円	110円	440円	—
FB・法人IBの総合振込	3万円以上	220円	220円	550円	—
	3万円未満	110円	110円	440円	—
HB・IB・法人IBの資金移動	3万円以上	220円	220円	550円	—
	3万円未満	110円	110円	440円	—

(注1) 窓口扱いの総合振込には、「総合振込依頼書」および「電子媒体」での利用が該当します。

(注2) 「文書扱」は、「振込通知書」等の付帯物件がある場合のみの取扱いとなります。

■ 次の振込に該当の場合は、振込手数料を無料とします。(ATM振込は対象外です)

振込資金	子供の教育資金 (授業料、入学金、受験料に限定)	消費性資金 (事業性資金は対象外)
振込依頼人	子供または親・親権者	プレミアム・パスポート裏面記載の何れかの方 (プレミアム・パスポートの呈示が必要)

※プレミアム・パスポートは「子育てにやさしい企業推進協議会」発行で有効期限内のものに限ります。

(2) 給与振込手数料

(1件につき)

時限区分	振込先区分	手数料
所定時限内の受付	当金庫宛	無 料
	他行庫宛 (窓口扱い)	220円
	他行庫宛 (窓口扱い以外)	110円
所定時限外の受付	当金庫宛 他行庫宛	総合振込扱い (注3)

(注3) 上記(1)表中に記載の総合振込手数料となります。

(3) 送金手数料

(1件につき)

送 金 の 種 類	手数料
[当金庫本支店宛] [他行庫宛]	440円
至急扱い	880円
普通扱い	660円

(4) 代金取立手数料

(1枚につき)

代 金 取 立 の 種 類	手数料
同一手形交換所内[当日入金処理が可能な手形・小切手]	無 料
〃 [期日管理が必要な手形・小切手]	220円
同一手形交換所外[他行庫宛] 至急扱い	880円
〃 〃 普通扱い	660円

(5) その他諸手数料

(1件・1通につき)

種 類	手 数 料
不渡手形・小切手返却料	660円
取立手形組戻料	660円
取立手形窓口呈示料	660円
送金・振込の組戻料	660円
地方税取扱手数料 (県外)	440円
〃 (県内)	無 料

2. ATM利用手数料 (入金、出金)

(1回につき)

キャッシュカードの種類	利 用 時 間		手数料	手数料 お借入れ額 またはご返済 額が1万円 以下の場合
信用金庫カード (北陸三県内に 本店を置く信用金庫)	ATM稼働時間内		無 料	無 料
信用金庫カード (北陸三県外に 本店を置く信用金庫) および 北陸銀行のカード	平 日	8:00 ~ 8:45	110円	110円
		8:45 ~ 18:00	無 料	無 料
		18:00 ~	110円	110円
	土曜日	9:00 ~ 14:00	無 料	無 料
		14:00 ~	110円	110円
日曜・祝日	9:00 ~	110円	110円	
上記以外の 他行カード	平 日	8:00 ~ 8:45	220円	110円
		8:45 ~ 18:00	110円	110円
		18:00 ~	220円	110円
	土曜日	9:00 ~ 14:00	110円	110円
		14:00 ~	220円	110円
	日曜・祝日	9:00 ~	220円	110円

3. 発行手数料

(1) 証明書等発行手数料

種 類	単 位	手 数 料
残高証明書 (監査法人向け発行)	1 通	3,300円
(上記以外)	1 通	550円
融資可能証明書	1 通	11,000円
利息支払証明書	1 通	550円
取引履歴明細表 [A] (依頼日から2カ月以内)	1科目	無 料
取引履歴明細表 [B] (依頼日から2カ月超)	1科目	550円
その他証明書	1 通	440円
債務保証書	1 通	2,200円
質権設定承諾書	1 通	5,500円

(2) 再発行手数料

種 類	単 位	手 数 料
各種カード	1 枚	2,200円
証書・当座預金入金帳	1冊・1枚	2,200円
通帳	1 冊	無 料

4. 用紙代

種 類		単 位	手 数 料
署名鑑登録・変更		1 回	5,500円
小切手帳	署名鑑	1 冊	1,540円
約束手形・為替手形帳	印刷なし	1 冊	770円
小切手帳	署名鑑	1 冊	1,650円
約束手形・為替手形帳	印刷あり	1 冊	880円
自己宛小切手用紙		1 枚	550円
借入専用手形用紙		1 枚	550円

5. 金庫関係手数料

種 類		単 位	手 数 料
貸金庫利用	[小 型]	年 額	6,600円
〃	[中 型]	年 額	9,240円
〃	[大 型]	年 額	13,200円
夜間金庫利用		月 額	4,400円
入金控帳発行		1 冊	6,600円
個人向け国債口座管理		年 額	無 料

6. 両替手数料

(1回につき)

枚数区分	窓口両替手数料	両替機利用手数料
1枚～ 50枚	無 料	無 料
51枚～ 100枚	330円	無 料
101枚～ 300枚	330円	100円
301枚～ 1,000枚	660円	200円
1,001枚～ 3,000枚	660円	300円
3,001枚以上	660円に1,000枚毎に330円を加算	

※ 3,001枚から4,000枚は990円(660円+330円)となります。

※ 集金の際の両替は、窓口両替手数料の対象となります。

※ 枚数、各種手数料については下記のとおりとなります。

お客様が「持参された紙幣・硬貨の合計枚数」と「持ち帰られる紙幣・硬貨の合計枚数」のいずれか多い方の枚数とし、その枚数に応じた両替手数料となります。

※ 定例的に釣銭用の両替請求があり、両替の代わり金に替えて両替金額と同金額の払戻請求書、小切手等により口座から払戻す場合は、窓口両替手数料の対象となります。

※ 下記の取扱いについては、無料です。

イ) 汚損した現金の交換 ロ) 記念硬貨の交換 ハ) 同一金種への新券両替 ニ) 2,000円紙幣への両替

7. 大量硬貨入金手数料

(1回につき)

枚数区分	手数料
1枚～ 200枚	無 料
201枚～ 3,000枚	660円
3,001枚以上	660円に1,000枚毎に330円を加算

※ 3,001枚から4,000枚は990円(660円+330円)となります。

※ 大量硬貨による振込は、大量硬貨入金の対象となります。

8. 信託手数料

種 類	手 数 料
新規契約時	信託金額 × 1.10% (上限55,000円)
追加信託の場合	追加信託金額 × 1.10% (上限33,000円)

※ 当金庫に年金を振込している場合、または信託金が当金庫の口座に入金となる場合には、手数料を20%割引します。

9. 融資関係手数料

種 類		単 位	手 数 料	
不動産担保	新規	設定（事業性資金）（注4）	1 件	① 3,000万円以下 33,000円 ② 3,000万円超 ～1億円以下 55,000円 ③ 1億円超 77,000円
		設定（消費性資金）	1 件	33,000円
	変更	追加設定	1 件	33,000円
		一部抹消	1 件	
極度増減		1 件		
順位変更	1 件			
動産・債権担保	新規設定（注5）	1 件	33,000円	
	抹 消	1 件	16,500円	
住宅ローン	一部繰上償還	1 件	5,500円	
	一部繰上償還（固定金利特約期間中）	1 件	33,000円	
	全額繰上償還	1 件	11,000円	
	全額繰上償還（固定金利特約期間中）	1 件	33,000円	
	固定金利特約（新規実行時除く）	1 件	11,000円	
有担保消費性資金	一部繰上償還	1 件	5,500円	
	全額繰上償還			
事業性資金	一部繰上償還	1 件	33,000円	
	全額繰上償還			
フラット35の取扱い		1 件	33,000円	
証書貸付条件変更	事業性資金（注6）	1 件	33,000円	
	消費性資金	1 件	11,000円	
事業者カードローン、一般当座貸越の期限内条件変更		1 件	22,000円	

（注4）根抵当権設定の場合は、根抵当権極度額を基準とします。

（注5）動産担保、債権担保を同時に設定する場合は、それぞれの設定が手数料の対象となります。

（注6）同時に複数の証書貸付の条件変更がある場合は99,000円（3件分）を上限とします。

10. 住宅ローン等取扱手数料

種 類	単 位	手 数 料
住宅ローン取扱手数料（機関保証付）	1 件	33,000円
（上記以外）	1 件	ご融資金額×0.33%（注7）
全国保証（株）保証付【保証会社手数料】（注8）	1 件	55,000円

（注7）手数料の上限を110,000円とします。

（注8）全国保証（株）保証付住宅ローンの取扱い時は88,000円（33,000円+55,000円）となります。

11. EB利用手数料

種 類	単 位	手 数 料
アンサーサービス	月 額	330円
HB（ホームバンキング）（注9）	月 額	1,100円
FB（ファームバンキング）（注9）	月 額	2,200円
FAX振込	月 額	1,650円
インターネットバンキング	月 額	110円
法人インターネットバンキング	月 額	2,200円
デビットカード端末料	月 額	660円
デビットカード加盟店	1 件	取引金額の2% （上限300円下限20円）

（注9）HB、FBには別途アンサーサービス契約が必要となります。

12. 開示手数料

開示方法および項目			開示手数料	
窓口 交付	加 算	基本手数料(注10)	1 通	550円
		取引残高情報(注11)	1回につき	1,100円
		取引履歴情報		
	上記以外の情報			
郵送による場合			窓口交付に加算	550円

※相続預金に関する取引履歴等の情報は、上記開示手数料となります。

(注10) 基本手数料で開示できる基本情報は以下の情報です。

基本情報：「氏名」「住所」「生年月日」「電話番号」「勤務先（勤務先名または職業・電話番号）」

(注11) 取引残高情報で開示できる情報は、「預金残高」「借入残高」「出資金」「国債残高」「投信残高(口数)」です。

13. でんさいネット利用手数料

(1) 月額利用手数料

利用内容区分	手数料
〈債権者〉利用限定特約のお客様 (でんさいの発生請求をしない) (注12)	無 料
〈債務者〉としてご利用のお客様 (でんさいの発生請求をする) (注13)	無 料

(注12) でんさいの譲渡、分割譲渡の利用が可能

(注13) でんさいの発生、譲渡、分割譲渡の利用が可能

(2) 各記録請求1件あたりの手数料

手数料の種類	手数料金額(インターネット)		手数料金額(書面)		対象の お客様
	当金庫宛	他行庫宛	当金庫宛	他行庫宛	
発生・譲渡・分割 譲渡等の記録請求	330円		880円	1,100円	記録請求者
口座入金	無 料		無 料		口座名義者
通常開示	無 料		1,100円		開示請求者
特例開示	—		3,300円		
残高の開示 (残高証明)	—		4,400円(都度発行方式) 2,200円(定例発行方式)		
その他(注14) (変更 取消等)	330円		2,200円		依頼者

(注14) 変更、決済中止、訂正・回復、支払不能通知、支払不能通知の取り消し

14. その他手数料

種 類	単 位	手 数 料
株式・出資の払込 1,000万円未満	1 件	11,000円
” 3,000万円未満	1 件	22,000円
” 3,000万円以上	1 件	33,000円
口座振替手数料(データ媒体:帳票)	1 件	220円
(データ媒体:上記以外)	1 件	110円

○ すべての手数料には、消費税が含まれています。

資料編

目次

< 業績の概要 >

1. 財務諸表	
(1)貸借対照表	47～53
(2)損益計算書	54～55
(3)剰余金処分計算書	55
独立監査人の監査報告書謄本	56
監査報告書謄本	56
2. 預金業務	
(1)流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	57
(2)固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高	57
3. 融資業務	
(1)手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の 平均残高	57
(2)固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の 残高	57
(3)①担保の種類別の貸出金残高	57
②担保の種類別の債務保証見返額	58
(4)使途別の貸出金残高	58
(5)預貸率の期末値及び期中平均値	58
(6)業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に 占める割合	58
4. 有価証券	
(1)商品有価証券の種類別の平均残高	59
(2)有価証券の残存期間別残高	59
(3)有価証券の種類別の期末残高及び平均残高	59
(4)預証率の期末値及び期中平均値	59
5. 時価情報	
(1)有価証券	59～60
(2)金銭の信託	61
(3)デリバティブ取引	61

6. 経営内容	
(1)経常収益	62
(2)経常利益	62
(3)当期純利益	62
(4)出資総額及び出資総口数	62
(5)純資産額	62
(6)総資産額	62
(7)預金積金残高	62
(8)貸出金残高	62
(9)有価証券残高	62
(10)単体自己資本比率	62
(11)出資に対する配当金	62
(12)職員数	62
(13)資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支、 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務 純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解 約損益を除く)	62・63
(14)資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	63
(15)受取利息及び支払利息の増減	63
(16)利益率	63

< 連結情報 >

1. 金庫及び子会社等の概況	
(1)主要な事業内容及び子会社等の概要	64
(2)子会社等の状況	64
(3)事業の概況	64
2. 財産の状況	
(1)財務諸表	65～73
(2)経営内容	74
(3)リスク管理債権等の状況	74
(4)連結セグメント情報	74
3. 自己資本充実の状況(連結に関する事項)	
.....	74～79

業 績 の 概 要

1. 財務諸表

(1)貸借対照表

(資産の部)

(単位：千円)

科 目	平成30年度 (平成31.3.31現在)	令和元年度 (令和2.3.31現在)
(資産の部)		
現金	4,212,247	5,656,748
預 け 金	92,541,893	76,638,505
金融機関貸付等	—	—
買入金銭債権	221,290	611,658
金銭の信託	—	—
有 価 証 券	62,016,606	67,610,588
国 債	6,187,570	5,177,200
地 方 債	17,684,643	19,126,328
社 債	24,481,617	27,960,520
株 式	1,377,218	942,801
その他の証券	12,285,556	14,403,737
貸 出 金	172,007,074	176,551,883
割 引 手 形	844,576	674,721
手 形 貸 付	6,078,110	6,005,183
証 書 貸 付	148,328,356	150,311,573
当 座 貸 越	16,756,031	19,560,405
そ の 他 の 資 産	1,974,032	1,820,325
未 決 済 為 替 貸 付	95,080	48,841
信 金 中 金 出 資	1,400,600	1,400,600
前 払 費 用	6,846	4,434
未 収 収 益	287,266	219,467
そ の 他 の 資 産	184,239	146,982
有 形 固 定 資 産	2,659,420	2,541,294
建 物	601,524	570,238
土 地	1,678,725	1,646,410
リ ー ス 資 産	122,646	112,649
建 設 仮 勘 定	—	—
その他の有形固定資産	256,523	211,995
無 形 固 定 資 産	106,537	104,020
ソ フ ト ウ ェ ア	79,666	77,231
リ ー ス 資 産	—	—
その他の無形固定資産	26,871	26,788
繰 延 税 金 資 産	352,803	521,674
債 務 保 証 見 返	4,769,143	4,958,162
貸 倒 引 当 金	△1,439,295	△1,085,584
(うち個別貸倒引当金)	(△1,210,811)	(△861,769)
資 産 の 部 合 計	339,421,755	335,929,276

(負債及び純資産の部)

(単位：千円)

科 目	平成30年度 (平成31.3.31現在)	令和元年度 (令和2.3.31現在)
(負債の部)		
預 金 積 金	313,123,541	310,151,470
当 座 預 金	3,885,576	3,533,434
普 通 預 金	109,618,324	117,023,605
貯 蓄 預 金	220,005	232,187
通 知 預 金	6,024,599	4,464,532
定 期 預 金	181,894,953	173,927,663
定 期 積 金	10,617,545	9,229,499
そ の 他 の 預 金	862,536	1,740,547

借 用 金	498,660	457,326
借 入 金	498,660	457,326
そ の 他 負 債	801,392	674,036
未 決 済 為 替 借 用 金	191,704	80,582
未 払 費 用 金	300,210	252,318
給 付 補 填 備 金	5,596	3,941
未 払 法 人 税 等	2,680	10,384
前 受 収 益	19,904	21,759
払 戻 未 済 金	9,471	9,055
職 員 預 り 金	85,572	95,687
リ ー ス 債 務	124,961	114,601
資 産 除 去 債 務	11,566	11,630
そ の 他 の 負 債	49,724	74,075
賞 与 引 当 金	87,766	86,309
役 員 賞 与 引 当 金	12,966	9,727
退 職 給 付 引 当 金	320,704	329,030
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	191,232	201,789
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	9,452	8,137
偶 発 損 失 引 当 金	23,516	21,424
債 務 保 証	4,769,143	4,958,162
負 債 の 部 合 計	319,838,374	316,897,411
(純資産の部)		
出 資 金	753,285	746,654
普 通 出 資 金	753,285	746,654
優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	18,231,801	18,312,700
利 益 準 備 金	760,681	753,285
そ の 他 利 益 剰 余 金	17,471,120	17,559,415
特 別 積 立 金	17,127,580	17,327,580
(経営安定化特別積立金)	(1,500,000)	(1,500,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	343,539	231,835
(当 期 純 利 益)	(200,123)	(95,910)
処 分 未 済 持 分	△2	△2
会 員 勘 定 合 計	18,985,083	19,059,352
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	598,296	△27,488
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	598,296	△27,488
純 資 産 の 部 合 計	19,583,380	19,031,864
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	339,421,755	335,929,276

注記事項（令和2年3月期）

- 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 20年～50年（税法基準の160%の償却率による） その他 3年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込

額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部（資産査定部署）が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額（部分直接償却）しており、その金額は1,179百万円であります。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在）

年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成31年3月分）

	0.2258%
--	---------

③ 補足説明

上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円および別途積立金48,949百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金41百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込み方式によっております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 5,620百万円
15. 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
16. 子会社等に対する金銭債務総額 69百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額 3,639百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は79百万円、延滞債権額は4,165百万円、3ヶ月以上延滞債権額は42百万円、貸出条件緩和債権額は526百万円であり、合計額は4,815百万円であります。

なお、掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であり、各債権の定義は次のとおりであります。

- (1) 破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- (2) 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金で、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (3) 3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

19. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は674百万円であります。

20. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
日本銀行歳入代理店保証品および日本銀行補完貸付制度利用保証品として有価証券 600 百万円、公金取扱担保品として預け金(定期預金)7 百万円、借入金担保として預け金(定期預金)908 百万円、預金債務の根担保として預け金(定期預金)3,000 百万円、為替決済取引の担保として預け金(定期預金)8,005 百万円を差し入れしております。
21. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は4百万円であります。

22. 出資1口当たりの純資産額 1,274円47銭

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、貸出金事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的にはリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理規程・要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、投資している有価証券に内包している変動額を為替相場が10%円高へ進行した場合を想定し、時価の変動額を把握し、管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準及びリスク管理規程・要領に従い行われております。

このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資権限額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、値上がりした場合に売却益を計上する目的で保有しており、日々市場環境や保有銘柄の財務内容等をモニタリングしております。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会、リスク管理委員会に定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和2年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,715百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しており、令和元年度に関して実施したバックテストの結果、実際の損失がVaRを超えた回数は2回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(時価の算定方法については(注1)参照) なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2参照) また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	76,638	77,109	471
(2) 有価証券	67,339	67,263	△76
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有有価証券	2,804	2,728	△76
その他有価証券	64,535	64,535	—
(3) 貸出金(*1)	176,551	—	—
貸倒引当金(*2)	△1,085	—	—
	175,466	180,122	4,656
金融資産計	319,444	324,495	5,050
(1) 預金積金(*1)	310,151	310,337	185
(2) 借入金(*1)	457	583	126
金融負債計	310,608	310,921	312

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(LIBOR、スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私募債は、スポットレート、スプレッド、クーポン、残存年数を用いて評価することで時価を算出しております。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については25. から26. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、スワップレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式 (*1)	10
関連法人等株式 (*1)	—
非上場株式 (*1)	248
組合出資金 (*2)	12
合 計	270

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金 (*1)	56,000	8,100	1,625	3,500
有価証券	2,183	17,413	20,273	22,042
満期保有目的の債券	4	499	1,500	800
その他有価証券のうち満期があるもの	2,178	16,913	18,773	21,242
貸出金 (*2)	28,313	56,149	39,875	30,361
合 計	86,496	81,662	61,773	55,904

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注 4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金 (*)	287,976	18,843	462	—
借入金	41	147	156	112
合 計	288,017	18,990	619	112

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、26まで同様であります。

売買目的有価証券 該当なし

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	499	507	7
	社債	4	4	0
	その他	600	615	15
	小 計	1,104	1,127	22
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,700	1,600	△99
	小 計	1,700	1,600	△99
合 計		2,804	2,728	△76

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当なし

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	35	31	4
	債券	37,195	36,446	748
	国 債	2,771	2,638	133
	地方債	16,364	16,019	344
	社 債	18,059	17,788	270
	その他	3,115	3,018	96
	小 計	40,346	39,496	850

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	648	901	△252
	債券	14,564	14,703	△139
	国債	2,405	2,433	△27
	地方債	2,262	2,272	△10
	社債	9,896	9,998	△101
	その他	8,975	9,461	△485
	小計	24,188	25,066	△877
合計		64,535	64,562	△27

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	477	38	51
債券	5,913	186	—
国債	5,103	172	—
地方債	399	8	—
社債	409	5	—
その他	2,020	78	15
合計	8,411	304	67

27. 運用目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—

28. 満期保有目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、67,171百万円であります。このうち契約残存期が1年以内のものが25,196百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		評価性引当額	△309 百万円
減価償却超過額	126 百万円	繰延税金資産合計	521 百万円
退職給付引当金	91 百万円	繰延税金負債	
貸出金有税償却額	231 百万円	その他有価証券評価差額金	— 百万円
貸倒引当金(有税額)	140 百万円	資産除去債務	0 百万円
賞与引当金	23 百万円	繰延税金負債合計	0 百万円
その他	218 百万円	繰延税金資産の純額	521 百万円
繰延税金資産小計	831 百万円		

(2)損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
	(平成30.4.1~平成31.3.31)	(平成31.4.1~令和2.3.31)
経常収益	4,105,042	4,235,546
資金運用収益	3,455,234	3,454,030
貸出金利息	2,754,827	2,692,228
預け金利息	196,687	164,900
有価証券利息配当金	448,953	538,200
その他の受入利息	54,764	58,700
役務取引等収益	426,745	464,786
受入為替手数料	183,120	192,084
その他の役務収益	243,624	272,702
その他業務収益	85,796	189,253
外国為替売買益	253	—
国債等債券売却益	79,504	186,775
国債等債券償還益	114	61
その他の業務収益	5,923	2,416
その他経常収益	137,267	127,475
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	33,750	21,594
株式等売却益	86,022	38,865
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	17,494	67,016
経常費用	3,798,428	4,035,389
資金調達費用	108,101	81,147
預金利息	90,594	65,686
給付補填備金繰入額	2,723	1,973
借入金利息	11,535	10,667
その他の支払利息	3,248	2,818
役務取引等費用	367,451	355,629
支払為替手数料	79,071	82,297
その他の役務費用	288,380	273,331
その他業務費用	64,989	19,578
外国為替売買損	—	41
国債等債券売却損	61,684	15,953
国債等債券償還損	2,742	1,773
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	562	1,809
経費	3,132,442	3,085,599
人件費	1,757,413	1,728,812
物件費	1,320,160	1,293,812
税金	54,868	62,974
その他経常費用	125,444	493,435
貸倒引当金繰入額	41,242	89,716
貸出金償却	28,700	217,095
株式等売却損	35,389	51,821
株式等償却	—	117,589
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	50	50
その他の経常費用	20,061	17,162
経常利益	306,614	200,156
特別利益	7,112	23,279
固定資産処分益	7,112	23,279
その他の特別利益	—	—
特別損失	35,468	45,191
固定資産処分損	1,359	2,650
減損	34,108	42,541
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	278,258	178,244
法人税、住民税及び事業税	2,684	22,439
法人税等調整額	75,450	59,894
法人税等合計	78,135	82,333
当期純利益	200,123	95,910
繰越金(当期首残高)	143,416	135,925
当期末処分剰余金	343,539	231,835

注記事項（令和2年3月期）

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
 2. 子会社との取引による収益総額 15,324千円
 子会社との取引による費用総額 105,252千円
 3. 出資1口当たりの当期純利益金額 6円36銭
 4. 当期において、以下の固定資産等について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
金沢市内	事業用資産	土地	31
		建物等	10
鳳珠郡内	事業用資産	土地	0
合計			42

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産については、各々1つの単位でグルーピングを行っております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

遊休資産については、継続的な地価の下落等により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

事業用資産については、収益性が著しく低下していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は土地の正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき査定しております。

(3)剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
	(平成30.4.1～平成31.3.31)	(平成31.4.1～令和2.3.31)
当期末処分剰余金	343,539	231,835
積立金取崩額	—	—
特別積立金取崩額	—	—
利益準備金限度超過取崩額	7,396	6,630
剰余金処分額	215,010	114,895
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年2%) 15,010	(年2%) 14,895
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特別積立金	200,000	100,000
繰越金(当期末残高)	135,925	123,570

注記事項

1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

※平成30年度及び令和元年度の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、監査法人の監査を受けております。

令和元年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和2年6月12日

のと共栄信用金庫

理事長

鈴木正俊 

独立監査人の監査報告書

のと共栄信用金庫
理事会 御中

令和2年5月22日

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員

業務執行役員

公認会計士

山本 栄一

㊞

指定有限責任社員

業務執行役員

公認会計士

河島 啓太

㊞

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、のと共栄信用金庫の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第105期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、のと共栄信用金庫の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第105期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監事の監査報告書謄本

監査報告書

私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第105期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子法人等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子法人等から事業の報告を受けました。

業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫及びその子法人等から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及び各々の附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務報告等の監査結果

① 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。

② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月25日

のと共栄信用金庫監事会

常勤監事 室屋 範夫

㊞

監事 池水 龍一

㊞

監事 吉川 外喜男

㊞

(注) 監事 池水 龍一は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

2. 預金業務

(1)流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高 (単位：百万円)

		平成30年度	令和元年度
流	動 性 預 金	111,941	121,479
	うち 有 利 息 預 金	100,542	109,775
定	期 性 預 金	198,364	191,057
	うち 固 定 金 利 定 期 預 金	187,389	181,203
	うち 変 動 金 利 定 期 預 金	16	12
そ	の 他	764	758
	計	311,075	313,303
譲	渡 性 預 金	—	—
合	計	311,075	313,303

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの金利が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

(2)固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

(単位：百万円)

		平成30年度	令和元年度
定	期 預 金	181,894	173,927
	固 定 金 利 定 期 預 金	181,880	173,916
	変 動 金 利 定 期 預 金	14	11
	そ の 他	—	—

3. 融資業務

(1)手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 (単位：百万円)

		平成30年度	令和元年度
手	形 貸 付	5,883	5,935
証	書 貸 付	149,088	149,603
当	座 貸 越	14,842	16,772
割	引 手 形	775	674
合	計	170,588	172,985

(2)固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 (単位：百万円)

		平成30年度	令和元年度
貸	出 金	172,007	176,551
	うち 変 動 金 利	54,372	57,685
	うち 固 定 金 利	117,634	118,866

(3)担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

①貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

		平成30年度	令和元年度
当	金 庫 預 金 積 金	1,520	1,273
有	価 証 券	—	—
動	産	—	—
不	動 産	20,351	21,326
そ	の 他	—	—
	計	21,872	22,600
信	用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	28,249	28,199
保	証	23,745	23,622
信	用	98,139	102,129
合	計	172,007	176,551

②債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
当 金 庫 預 金 積 金	0	0
有 価 証 券	-	-
動 産	-	-
不 動 産	2,177	2,105
そ の 他	-	-
計	2,178	2,105
信用保証協会・信用保険	-	-
保 証	97	110
信 用	2,493	2,741
合 計	4,769	4,958

(4)使途別の貸出金残高

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	貸出金残高	構 成 比	貸出金残高	構 成 比
設 備 資 金	85,806	49.89%	88,387	50.06%
運 転 資 金	86,200	50.11%	88,164	49.94%
合 計	172,007	100.00%	176,551	100.00%

(5)預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
貸 出 金 (期 末 残 高) (A)	172,007	176,551
預 金 (期 末 残 高) (B)	313,123	310,151
預 貸 率 (A / B)	54.93%	56.92%
期 中 平 均	54.83%	55.21%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

(6)業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：百万円)

	平成30年度			令和元年度		
	貸出先数	貸出金残高	構 成 比	貸出先数	貸出金残高	構 成 比
製 造 業	418	9,923	5.76%	399	10,774	6.10%
農 業、林 業	71	321	0.18%	68	417	0.23%
漁 業	47	234	0.13%	42	272	0.15%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	0.00%	1	0	0.00%
建 設 業	955	13,745	7.99%	905	14,349	8.12%
電気・ガス・熱供給・水道業	30	700	0.40%	31	662	0.37%
情 報 通 信 業	11	104	0.06%	13	100	0.05%
運 輸 業、郵 便 業	112	2,958	1.71%	113	3,155	1.78%
卸 売 業、小 売 業	632	11,258	6.54%	615	11,696	6.62%
金 融 業、保 険 業	25	5,264	3.06%	22	5,234	2.96%
不 動 産 業	470	21,333	12.40%	482	23,857	13.51%
物 品 賃 貸 業	13	551	0.32%	12	750	0.42%
学術研究・専門・技術サービス業	94	4,029	2.34%	98	4,427	2.50%
宿 泊 業	63	6,573	3.82%	59	6,789	3.84%
飲 食 業	488	5,836	3.39%	483	5,637	3.19%
生活関連サービス業、娯楽業	281	2,983	1.73%	286	2,734	1.54%
教 育、学 習 支 援 業	29	516	0.29%	30	766	0.43%
医 療・福 祉	148	4,973	2.89%	141	5,355	3.03%
そ の 他 サ ー ビ ス	353	8,470	4.92%	348	8,574	4.85%
小 計	4,241	99,781	58.00%	4,148	105,557	59.78%
地 方 公 共 団 体	16	35,469	20.62%	17	35,106	19.88%
個人(住宅・消費・納税資金等)	11,560	36,755	21.36%	11,175	35,887	20.32%
合 計	15,817	172,007	100.00%	15,340	176,551	100.00%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. 有価証券

(1)商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

(2)有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
平成 30 年度	国債	—	206	1,972	103	—	3,904	—	6,187
	地方債	538	743	3,789	6,712	—	5,900	—	17,684
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	2,104	2,779	4,755	4,915	4,386	5,539	—	24,481
	株式	—	—	—	—	—	—	1,377	1,377
	外国証券	—	—	400	199	1,211	3,088	605	5,505
	その他証券	3	501	716	148	4,095	306	1,008	6,780
令和 元 年度	国債	—	—	615	—	360	4,201	—	5,177
	地方債	74	2,716	5,178	2,654	—	8,502	—	19,126
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	2,108	3,250	4,238	2,507	8,562	7,292	—	27,960
	株式	—	—	—	—	—	—	942	942
	外国証券	—	—	399	390	2,061	1,748	3,673	8,273
	その他証券	—	173	840	448	3,287	198	1,181	6,129

(3)有価証券の種類別の期末残高及び平均残高

(単位：百万円)

区分	平成30年度		令和元年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	6,187	8,235	5,177	5,895
地方債	17,684	15,366	19,126	17,842
短期社債	—	—	—	—
社債	24,481	21,313	27,960	25,916
株式	1,377	1,693	942	1,475
外国証券	5,505	3,910	8,273	6,444
その他証券	6,780	4,867	6,129	6,844
合計	62,016	55,387	67,610	64,419

(4)預証率の期末値及び期中平均値

(単位：百万円)

		平成30年度	令和元年度
有価証券(期末残高)	(A)	62,016	67,610
預金(期末残高)	(B)	313,123	310,151
預証率	(A / B)	19.80%	21.79%
	期中平均	17.80%	20.56%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

5. 時価情報

(1)有価証券

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	781	795	14	499	507	7
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	9	9	0	4	4	0
	そ の 他	500	510	10	600	615	15
	小 計	1,290	1,315	25	1,104	1,127	22
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	100	99	△0	—	—	—
	そ の 他	2,000	1,975	△24	1,700	1,600	△99
	小 計	2,100	2,075	△24	1,700	1,600	△99
合 計	3,390	3,391	0	2,804	2,728	△76	

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

③子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

④その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	106	94	12	35	31	4
	債 券	46,468	45,359	1,109	37,195	36,446	748
	国 債	5,392	5,141	250	2,771	2,638	133
	地 方 債	16,902	16,485	417	16,364	16,019	344
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	24,172	23,731	440	18,059	17,788	270
	そ の 他	6,340	6,166	173	3,115	3,018	96
小 計	52,915	51,620	1,294	40,346	39,496	850	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,011	1,332	△321	648	901	△252
	債 券	994	1,001	△6	14,564	14,703	△139
	国 債	795	801	△6	2,405	2,433	△27
	地 方 債	—	—	—	2,262	2,272	△10
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	199	200	△0	9,896	9,998	△101
	そ の 他	3,433	3,573	△139	8,975	9,461	△485
小 計	5,439	5,907	△467	24,188	25,066	△877	
合 計	58,355	57,528	827	64,535	64,562	△27	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

⑤時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	—	—
非上場株式	248	248
その他の証券・投資事業有限責任組合	11	12
満期保有目的の債券・信用金庫保証付私募債	—	—
合 計	270	270

(2)金銭の信託

①運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

平成30年度			令和元年度		
取得原価	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
—	—	—	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

②満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

平成30年度					令和元年度				
貸借対照表計上額	時価	差額			貸借対照表計上額	時価	差額		
		うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの				うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 上記金銭の信託は、運用対象の一部について時価の算定が出来ないことから、「時価のない商品」と判断されるため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

③その他の金銭の信託

該当ありません。

(3)デリバティブ取引

- ①金利関連取引、②通貨関連取引、③株式関連取引、④債券関連取引、⑤商品関連取引、⑥クレジットデリバティブ取引

いずれも該当ありません。

6. 経営内容

(1) ～ (12)最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経常収益	5,108,819	4,538,503	4,314,500	4,105,042	4,235,546
経常利益 (△は経常損失)	536,234	589,729	361,614	306,614	200,156
当期純利益 (△は当期純損失)	414,243	420,355	239,987	200,123	95,910

(単位：百万円、百万口)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
出資総額	769	765	760	753	746
出資総口数	15	15	15	15	14
純資産額	18,957	18,873	19,141	19,583	19,031
総資産額	333,057	334,941	337,324	339,421	335,929
預金積金残高	306,923	309,354	311,212	313,123	310,151
貸出金残高	171,255	171,506	174,318	172,007	176,551
有価証券残高	55,360	55,229	51,509	62,016	67,610
単体自己資本比率	13.87%	13.66%	13.30%	13.34%	12.81%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	1.5円	1円	1円	1円	1円
役員数	12人	12人	12人	13人	13人
うち常勤役員数	8人	8人	8人	9人	9人
職員数	236人	229人	223人	219人	212人
会員数	30,433人	30,317人	30,122人	30,041人	29,926人

(注) 単体自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(13)資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支、業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)業務粗利益

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度
資金運用収支	3,347,132	3,372,883
資金運用収益	3,455,234	3,454,030
資金調達費用	108,101	81,147
役務取引等収支	59,293	109,157
役務取引等収益	426,745	464,786
役務取引等費用	367,451	355,629
その他業務収支	20,806	169,674
その他業務収益	85,796	189,253
その他業務費用	64,989	19,578
業務粗利益	3,427,232	3,651,715
業務粗利益率	1.05%	1.11%

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(平成30年度 - 千円、令和元年度 - 千円)を控除して表示しております。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

業務純益

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度
業務純益	393,903	598,189
実質業務純益		593,520
コア業務純益	309,702	424,410
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)		346,024

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含みません。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
4. 「実質業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、令和元年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、令和元年度分のみを開示しております。

(14) 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘

① 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、千円)

	平均残高		利息		利回り	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
資金運用勘定	323,982	326,394	3,455,234	3,454,030	1.06%	1.05%
うち貸出金	170,588	172,985	2,754,827	2,692,228	1.61%	1.55%
うち預け金	96,492	87,175	196,687	164,900	0.20%	0.18%
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	55,387	64,419	448,953	538,200	0.81%	0.83%
資金調達勘定	311,829	314,001	108,101	81,147	0.03%	0.02%
うち預金積金	311,075	313,303	93,317	67,660	0.02%	0.02%
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	522	480	11,535	10,667	2.20%	2.21%

- (注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成30年度140百万円、令和元年度161百万円)及び金銭の信託平均残高(平成30年度－百万円、令和元年度－百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成30年度－百万円、令和元年度－百万円)及び利息(平成30年度－千円、令和元年度－千円)を、それぞれ控除して表示しております。

② 資金利鞘

	平成30年度	令和元年度
資金運用利回	1.06%	1.05%
資金調達原価率	1.02%	0.99%
総資金利鞘	0.04%	0.06%

(15) 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	平成30年度			令和元年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△12,613	△110,694	△123,307	100,728	△101,931	△1,203
うち貸出金	△24,923	△121,399	△146,322	39,299	△101,898	△62,599
うち預け金	7,526	△32,301	△24,775	△16,422	△15,365	△31,787
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	4,584	42,726	47,310	75,883	13,364	89,247
支払利息	△123	△22,704	△22,827	729	△27,683	△26,954
うち預金積金	1,078	△23,138	△22,060	615	△26,272	△25,657
うち借入金	△1,256	105	△1,151	△916	48	△868

- (注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で算出しております。

(16) 利益率

	平成30年度	令和元年度
総資産経常利益率	0.09%	0.05%
総資産当期純利益率	0.06%	0.02%

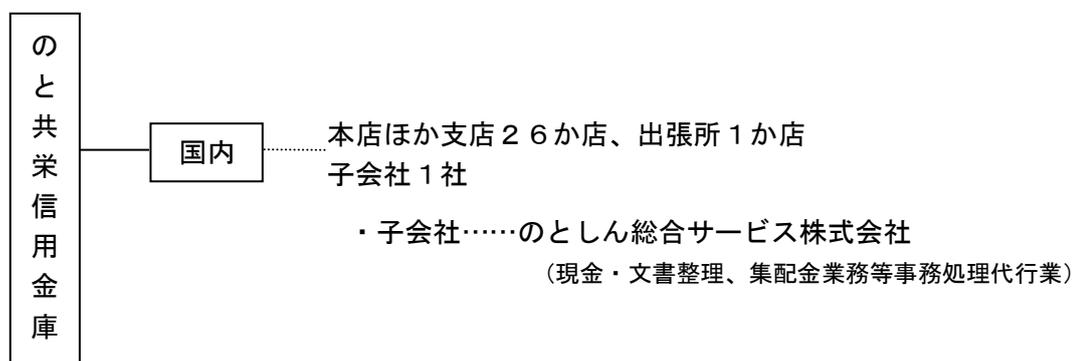
- (注) 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

連 結 情 報

1. 金庫及び子会社等の概況

(1) 主要な事業内容及び子会社等の概要

当金庫グループは、当金庫と子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に事務処理代行業務などの金融サービスを提供しております。



(2) 子会社等の状況

名 称	のとしん総合サービス株式会社
所 在 地	七尾市国分町井部2番地
資 本 金	10,000千円
主 要 業 務 内 容	現金の集配・整理、文書の整理・保管、特定先の集配金、事業用動産・不動産の管理、火災保険証券の集中管理、個人ローン及び事業資金の債権書類保管・管理、ATM管理、決算書（取引先）の入力、個人ローンの延滞管理、為替集中業務、重要用紙の管理、出資金の管理、代位弁済請求事務、印鑑登録事務、口座振替依頼書管理、カードローン事務、その他事務集中業務
設 立 年 月 日	昭和63年8月8日
当 金 庫 の 議 決 権 比 率	100%
子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	0%

(3) 事業の概況

当金庫と子会社「のとしん総合サービス株式会社」の連結決算を実施しました。

連結決算においては、子会社の事業規模が極めて小さいため、親会社であるのと共栄信用金庫の決算に及ぼす影響はごくわずかです。

連結決算の財務内容は、総資産が335,925百万円となり、のと共栄信用金庫単体と比較して3百万円の減少、自己資本合計は19,203百万円で、39百万円の増加となりました。

損益では経常利益は204百万円で、のと共栄信用金庫単体と比較して4百万円の増加、当期純利益も99百万円で3百万円の増加となりました。

また、連結自己資本比率は12.84%となりました。

2. 財産の状況

(1)財務諸表

①連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成30年度 (平成31.3.31現在)	令和元年度 (令和2.3.31現在)
(資産の部)		
現金及び預け金	96,754,141	82,295,253
買入金銭債権	221,290	611,658
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	62,008,606	67,602,588
貸出金	172,007,074	176,551,883
外国為替	—	—
その他資産	1,975,380	1,820,325
有形固定資産	2,659,420	2,541,294
建物	601,524	570,238
土地	1,678,725	1,646,410
リース資産	122,646	112,649
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	256,523	211,995
無形固定資産	106,537	104,020
ソフトウェア	79,666	77,231
その他の無形固定資産	26,871	26,788
繰延税金資産	355,525	524,837
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	4,769,143	4,958,162
貸倒引当金(△)	△1,439,295	△1,085,584
資産の部合計	339,417,824	335,925,927
(負債の部)		
預金積金	313,057,337	310,082,298
譲渡性預金	—	—
借入金	498,660	457,326
外国為替	—	—
その他負債	809,340	681,270
賞与引当金	90,856	88,959
役員賞与引当金	14,576	11,337
退職給付引当金	327,835	336,141
役員退職慰労引当金	197,602	209,582
その他の引当金	32,968	29,561
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	4,769,143	4,958,162
負債の部合計	319,798,143	316,854,637
(純資産の部)		
出資金	753,285	746,654
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	18,267,925	18,352,125
処分未済持分	△2	△2
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	19,021,208	19,098,777
その他有価証券評価差額金	598,296	△27,488
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
為替換算調整勘定	—	—
評価・換算差額等合計	598,296	△27,488
新株予約権	—	—
少数株主持分	—	—
純資産の部合計	19,619,505	19,071,289
負債及び純資産の部合計	339,417,824	335,925,927

連結財務諸表の作成方針（令和2年3月期）

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等・・・子会社 1社
のとしん総合サービス株式会社
 - (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 - (1) 連結される子会社の決算日
3月末日 1社
4. 連結調整勘定の償却に関する事項
連結される子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本の相殺消去に当たり、差額は発生しておりません。
5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。

連結貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 20年～50年（税法基準の160%の償却率による） その他 3年～20年
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部（資産査定部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額（部分直接償却）しており、その金額は1,179百万円であります。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在）

年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円
 - ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成31年3月分）
0.2258%

③ 補足説明

上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 180,752 百万円および別途積立金 48,949 百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間 19 年 0 カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 41 百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込み方式によっております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 5,620 百万円
15. 子会社等の株式又は出資金の総額 10 百万円
16. 子会社等に対する金銭債務総額 69 百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額 3,639 百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は 79 百万円、延滞債権額は 4,165 百万円、3 ヶ月以上延滞債権額は 42 万円、貸出条件緩和債権額は 526 百万円であり、合計額は 4,815 百万円であります。

なお、掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であり、各債権の定義は次のとおりであります。

- (1) 破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 - (2) 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金で、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
 - (3) 3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から 3 月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 - (4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、674 百万円であります。
 20. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

日本銀行歳入代理店保証品および日本銀行補完貸付制度利用保証品として有価証券 600 百万円、公金取扱担保品として預け金（定期預金）7 百万円、借入金担保として預け金（定期預金）908 百万円、預金債務の根担保として預け金（定期預金）3,000 百万円、為替決済取引の担保として預け金（定期預金）8,005 百万円を差し入れしております。

21. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は 4 百万円であります。

22. 出資 1 口当たりの純資産額 1,274 円 47 銭

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、貸出金事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的によりリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資管理部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理規程・要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、投資している有価証券に内包している変動額を為替相場が10%円高へ進行した場合を想定し、時価の変動額を把握し、管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準及びリスク管理規程・要領に従い行われております。

このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資権限額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、値上がりした場合に売却益を計上する目的で保有しており、日々市場環境や保有銘柄の財務内容等をモニタリングしております。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会、リスク管理委員会に定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和2年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で1,715百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを実施しており、令和元年度に関して実施したバックテストングの結果、実際の損失がVaRを超えた回数は2回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。（時価の算定方法については（注1）参照）なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（（注2）参照）

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	76,638	77,109	471
(2) 有価証券	67,339	67,263	△76
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有有価証券	2,804	2,728	△76
その他有価証券	64,535	64,535	—
(3) 貸出金(*1)	176,551	—	—
貸倒引当金(*2)	△1,085	—	—
	175,466	180,122	4,656
金融資産計	319,444	324,495	5,050
(1) 預金積金(*1)	310,151	310,337	185
(2) 借入金(*1)	457	583	126
金融負債計	310,608	310,921	312

(※1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(LIBOR、スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私募債は、スポットレート、スプレッド、クーポン、残存年数を用いて評価することで時価を算出しております。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については25. から26. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、スワップレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	250
組合出資金 (*2)	12
合 計	262

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	56,000	8,100	1,625	3,500
有価証券	2,183	17,413	20,273	22,042
満期保有目的の債券	4	499	1,500	800
その他有価証券のうち満期があるもの	2,178	16,913	18,773	21,242
貸出金(*2)	28,313	56,149	39,875	30,361
合 計	86,496	81,662	61,773	55,904

(※1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	287,976	18,843	462	—
借入金	41	147	156	112
合計	288,017	18,990	619	112

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、26まで同様であります。

売買目的有価証券 該当なし

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	499	507	7
	社債	4	4	0
	その他	600	615	15
	小計	1,104	1,127	22
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,700	1,600	△99
	小計	1,700	1,600	△99
合計		2,804	2,728	△76

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	35	31	4
	債券	37,195	36,446	748
	国債	2,771	2,638	133
	地方債	16,364	16,019	344
	社債	18,059	17,788	270
	その他	3,115	3,018	96
	小計	40,346	39,496	850
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	648	901	△252
	債券	14,564	14,703	△139
	国債	2,405	2,433	△27
	地方債	2,262	2,272	△10
	社債	9,896	9,998	△101
	その他	8,975	9,461	△485
	小計	24,188	25,066	△877
合計		64,535	64,562	△27

26. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	477	38	51
債券	5,913	186	—
国債	5,103	172	—
地方債	399	8	—
社債	409	5	—
その他	2,020	78	15
合計	8,411	304	67

27. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—

28. 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち時価が連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	うち時価が連結 貸借対照表計上 額を超えないもの
満期保有目的 の金銭の信託	—	—	—	—	—

(注)「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、67,171百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが25,196百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	126 百万円
退職給付引当金	91 百万円
貸出金有税償却額	231 百万円
貸倒引当金(有税額)	140 百万円
賞与引当金	23 百万円
その他	218 百万円
繰延税金資産小計	831 百万円
評価性引当額	△309 百万円
繰延税金資産合計	521 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	— 百万円
資産除去債務	0 百万円
繰延税金負債合計	0 百万円
繰延税金資産の純額	521 百万円

②連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
	(平成30.4.1~平成31.3.31)	(平成31.4.1~令和2.3.31)
経常収益	4,105,083	4,236,238
資金運用収益	3,455,274	3,454,070
貸出金利息	2,754,827	2,692,228
預け金利息	196,687	164,900
有価証券利息配当金	448,993	538,240
その他の受入利息	54,764	58,700
役員取引等収益	426,745	464,786
その他業務収益	85,796	189,905
その他経常収益	137,267	127,475
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	33,750	21,594
その他の経常収益	103,517	105,881
経常費用	3,798,522	4,031,587
資金調達費用	108,099	81,145
預金利息	90,592	65,685
給付補填備金繰入額	2,723	1,973
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	11,535	10,667
その他の支払利息	3,248	2,818
役員取引等費用	367,451	355,629
その他業務費用	64,426	19,578
経費	3,133,434	3,081,798
その他経常費用	125,109	493,435
貸出金償却	28,700	217,095
貸倒引当金繰入額	41,242	89,716
一般貸倒引当金純繰入額	△69,008	△4,668
個別貸倒引当金純繰入額	110,251	94,385
その他の経常費用	55,167	186,625
経常利益	306,560	204,651
特別利益	7,112	23,279
固定資産処分益	7,112	23,279
その他の特別利益	—	—
特別損失	35,468	45,191
固定資産処分損失	1,359	2,650
減損損失	34,108	42,541
その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期純利益	278,205	182,738
法人税、住民税及び事業税	2,684	24,074
法人税等調整額	75,811	59,453
法人税等合計	78,495	83,528
当期純利益	199,709	99,210
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	199,709	99,210

注記事項（令和2年3月期）

- 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額 6円36銭
- 当期において、以下の固定資産等について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
金沢市内	事業用資産	土地	31
		建物等	10
鳳珠郡内	事業用資産	土地	0
合計			42

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産については、各々1つの単位でグルーピングを行っております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

遊休資産については、継続的な地価の下落等により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

事業用資産については、収益性が著しく低下していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は土地の正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき査定しております。

③連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
	(平成30.4.1～平成31.3.31)	(平成31.4.1～令和2.3.31)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	18,083,408	18,267,925
利益剰余金増加高	199,709	99,210
親会社株主に帰属する 当期純利益	199,709	99,210
利益剰余金減少高	15,192	15,010
配 当 金	15,192	15,010
自己優先出資消却額	—	—
利益剰余金期末残高	18,267,925	18,352,125

注記事項

1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(2)経営内容

①～⑥ 当連結会計年度に係る主要な経営指標等 (単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
連結経常収益	5,109	4,538	4,314	4,105	4,236
連結経常利益 (△は経常損失)	539	598	365	306	204
連結当期純利益 (△は当期純損失)	415	427	243	199	99
連結純資産額	18,983	18,907	19,178	19,419	19,071
連結総資産額	333,054	334,937	337,320	339,416	335,925
連結自己資本比率	13.89%	13.68%	13.32%	13.36%	12.84%

(注) 連結自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

(3)リスク管理債権等の状況

①～④ 連結リスク管理債権 (単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
破綻先債権	503	79
延滞債権	3,905	4,165
3ヶ月以上延滞債権	6	42
貸出条件緩和債権	780	526
合計	5,194	4,815

(注) 1. 貸出金の未収利息のうち、自己査定で「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」に分類した債権者に対するものは、一律資産に不計上としております。
2. 一般貸倒引当金は、過去一定期間の貸倒実績率に基づき計上しております。

(4)連結セグメント情報

連結会社である「のとしん総合サービス株式会社」の事業は信用金庫業務のみとなっておりますので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

3. 自己資本充実の状況(連結に関する事項)

■連結の範囲に関する事項

- ①当金庫の連結自己資本比率の算出対象会社(連結グループ)と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。
- ②当金庫の連結グループは連結子会社1社で、その名称及び主要な業務の内容は、P. 64をご参照ください。
- ③自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の該当はありません。
- ④従属業務を専ら営む会社・新たな事業分野を開拓する会社で、連結グループに属していない会社の該当はありません。
- ⑤連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等は定めておりません。

■自己資本調達手段の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 21をご参照ください。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 21をご参照ください。

■自己資本の構成に関する事項

連結自己資本比率

(単位:百万円)

項目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	19,006	19,083
うち、出資金及び資本剰余金の額	753	746
うち、利益剰余金の額	18,267	18,352
うち、外部流出予定額(△)	15	14
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	228	223
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	228	223
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,234	19,307
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	106	104
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	106	104
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	106	104
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	19,128	19,203
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	136,439	143,024
資産(オン・バランス)項目	131,659	137,998
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	4,747	4,917
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	32	105
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0	3
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,643	6,531
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	143,082	149,556
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	13.36%	12.84%

(注)「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づく開示を行っております。なお、当金庫グループは国内基準により自己資本比率を算出しております。

■自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	136,439	5,457	143,024	5,720
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	134,433	5,377	140,099	5,603
(i)ソブリン向け	3,963	158	4,644	185
(ii)金融機関向け	19,908	796	16,746	669
(iii)法人等向け	50,607	2,024	57,130	2,285
(iv)中小企業等・個人向け	37,833	1,513	38,624	1,544
(v)抵当権付住宅ローン	3,384	135	2,545	101
(vi)不動産取得等事業向け	8,432	337	10,894	435
(vii)3か月以上延滞等	241	9	272	10
(viii)その他	10,062	402	9,241	369
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,398	135	4,242	169
ルック・スルー方式	3,398	135	4,242	169
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	32	1	105	4
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	3	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,643	265	6,531	261
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	143,082	5,723	149,556	5,982

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」「金融機関向け」「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスク相当額は、「基礎的手法」により算出しております。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞} \\ \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

■信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 24をご参照ください。

■リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 24をご参照ください。

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

業種別及び残存期間別

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
製 造 業	14,197	16,167	10,362	11,273	2,700	4,100	-	-	40	35
農 業、林 業	360	475	360	475	-	-	-	-	1	0
漁 業	234	272	234	272	-	-	-	-	4	4
鉱業、採石業、 砂利採取業	1	0	1	0	-	-	-	-	-	-
建 設 業	14,520	15,540	13,980	14,635	509	904	-	-	13	6
電気・ガス・ 熱供給・水道業	3,104	4,265	700	662	2,403	3,603	-	-	-	-
情報通信業	295	616	104	124	100	400	-	-	-	-
運輸業、郵便業	4,181	4,377	3,036	3,233	1,104	1,103	-	-	3	1
卸売業、小売業	12,609	13,102	11,815	12,208	700	800	-	-	65	39
金融業、保険業	107,319	90,425	5,264	5,234	7,700	6,600	-	-	-	-
不 動 産 業	25,001	27,845	23,647	26,308	1,300	1,500	-	-	23	19
物品賃貸業	600	808	600	808	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技 術サービス業	4,037	4,847	4,029	4,427	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	6,726	6,930	6,726	6,930	-	-	-	-	51	48
飲 食 業	5,960	5,741	5,960	5,741	-	-	-	-	6	25
生活関連サービス 業、娯楽業	3,160	2,817	3,066	2,807	-	-	-	-	30	24
教育、学習支援業	516	766	516	766	-	-	-	-	5	4
医 療、福 祉	5,414	5,773	5,414	5,773	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	8,560	8,651	8,519	8,611	-	-	-	-	7	13
国・地方公共団体等	71,112	72,457	35,469	35,106	35,639	37,347	-	-	-	-
個 人	36,962	36,107	36,962	36,107	-	-	-	-	23	53
そ の 他	14,040	18,043	-	-	590	3,790	-	-	-	-
業 種 別 合 計	338,920	336,034	176,776	181,510	52,746	60,149	-	-	278	276
1 年 以 下	100,242	87,839	30,993	29,653	2,638	2,179	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	27,136	26,310	13,132	11,843	3,703	5,967	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	27,149	31,472	15,849	20,369	10,599	10,202	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	29,175	24,655	16,060	17,412	11,618	5,481	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	40,064	39,945	24,589	24,870	5,554	11,036	-	-	-	-
10 年 超	95,464	102,015	75,521	76,823	18,041	21,492	-	-	-	-
期 間 の 定 め の な い も の	19,688	23,794	629	537	590	3,790	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	338,920	336,034	176,776	181,510	52,746	60,149	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、その他資産などが含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウエイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	74,449	—	76,179
10%	—	24,681	—	25,761
20%	1,991	101,777	2,423	86,090
35%	—	9,669	—	7,273
50%	17,839	143	20,627	311
75%	—	40,995	—	42,130
100%	1,285	65,160	2,314	72,187
150%	—	41	—	164
200%	—	—	—	—
250%	—	884	—	569
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	338,920		336,034	

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入部分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 26をご参照ください。

■業種別の個別貸倒引当金の残高及び貸出金償却の額

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 26をご参照ください。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 27をご参照ください。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 27をご参照ください。

■オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 28をご参照ください。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫グループでは、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しております。

■オペレーショナル・リスク相当額

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
オペレーショナル・リスク相当額	531	522

■金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 29をご参照ください。

■銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 29をご参照ください。

■金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 29をご参照ください。

■派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項

当該取引は行っておりません。

■証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 30をご参照ください。

■証券化エクスポージャーについて信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは「標準的手法」を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 30をご参照ください。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 30をご参照ください。

■当金庫グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当該取引は行っておりません。

■当金庫グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 30をご参照ください。

b. 再証券化エクスポージャー

当該取引は行っておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 30をご参照ください。

b. 再証券化エクスポージャー

当該取引は行っておりません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

当該取引は行っておりません。

■株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 31をご参照ください。

■株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの等
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		貸借対照表計上額	
						うち益	うち損		
上場株式	平成30年度	—	—	1,427	1,118	△309	12	321	—
	令和元年度	—	—	932	684	△247	4	252	—
非上場株式等	平成30年度	—	—	167	191	23	23	—	1,663
	令和元年度	—	—	167	181	14	14	—	1,663
合計	平成30年度	—	—	1,595	1,309	△285	35	321	1,663
	令和元年度	—	—	1,100	866	△233	18	252	1,663

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合出資持分です。

信用金庫法施行規則に定める開示項目一覧

【単体ベースの開示項目】

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織…………… 9
- (2) 理事及び監事の氏名及び役職名…………… 9
- (3) 会計監査人の氏名又は名称…………… 5 6
- (4) 事務所の名称及び所在地…………… 4 0

2. 金庫の主要な事業の内容…………… 1 2

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度の事業の概況…………… 1 0
- (2) 直近の5事業年度の主要な事業の状況
 - ① 経常収益…………… 6 2
 - ② 経常利益…………… 6 2
 - ③ 当期純利益…………… 6 2
 - ④ 出資総額及び出資総口数…………… 6 2
 - ⑤ 純資産額…………… 6 2
 - ⑥ 総資産額…………… 6 2
 - ⑦ 預金積金残高…………… 6 2
 - ⑧ 貸出金残高…………… 6 2
 - ⑨ 有価証券残高…………… 6 2
 - ⑩ 単体自己資本比率…………… 2 2・6 2
 - ⑪ 出資に対する配当金…………… 6 2
 - ⑫ 職員数…………… 6 2

(3) 直近の2事業年度の状況

- ① 主要な業務の状況を示す指標
 - 7. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く）…………… 6 2・6 3
 - 4. 資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支…………… 6 2
 - ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘…………… 6 3
 - エ. 受取利息及び支払利息の増減…………… 6 3
 - オ. 総資産経常利益率…………… 6 3
 - カ. 総資産当期純利益率…………… 6 3

② 預金に関する指標

- 7. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高…………… 5 7
- 4. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高…………… 5 7

③ 貸出金等に関する指標

- 7. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高…………… 5 7
- 4. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高…………… 5 7
- ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額…………… 5 7・5 8
- エ. 使途別の貸出金残高…………… 5 8
- オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合…………… 5 8
- カ. 預貸率の期末値及び期中平均値…………… 5 8

④ 有価証券に関する指標

- 7. 商品有価証券の種類別の平均残高…………… 5 9
- 4. 有価証券の種類別の残高…………… 5 9
- ウ. 預証率の期末値及び期中平均値…………… 5 9

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制…………… 2 1
- (2) 法令遵守の体制…………… 1 7

- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況…………… 1 5・1 6
- (4) 金融ADR制度への対応…………… 1 9・2 0

5. 直近の2事業年度における財産の状況

- (1) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書…………… 4 7～5 5
- (2) リスク管理債権の状況
 - ① 破綻先債権該当貸出金…………… 3 2
 - ② 延滞債権該当貸出金…………… 3 2
 - ③ 3ヶ月以上延滞債権該当貸出金…………… 3 2
 - ④ 貸出条件緩和債権該当貸出金…………… 3 2
- (3) 自己資本の充実の状況
 - ① 定性的な開示事項…………… 2 1～3 1
 - ② 定量的な開示事項…………… 2 1～3 1
- (4) 次に掲げるものに関する有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - ① 有価証券…………… 5 9・6 0
 - ② 金銭の信託…………… 6 1
 - ③ 規則102条第1項第5号に掲げる取引…………… 6 1
- (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 2 6
- (6) 貸出金償却額…………… 2 6
- (7) 会計監査人の監査を受けている旨…………… 5 5

6. 報酬等に関する事項

- (1) 役員員の報酬体系…………… 3 6
- ※代表者の確認署名…………… 5 5
- ※金融再生法に基づく開示債権…………… 3 3

【連結ベースの開示項目】

7. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項

- (1) 主要な事業の内容及び組織の構成…………… 6 4
- (2) 金庫の子会社等に関する事項…………… 6 4

8. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度の事業の概況…………… 6 4
- (2) 直近の5連結会計年度の主要な事業の状況
 - ① 経常収益…………… 7 4
 - ② 経常利益…………… 7 4
 - ③ 当期純利益…………… 7 4
 - ④ 純資産額…………… 7 4
 - ⑤ 総資産額…………… 7 4
 - ⑥ 連結自己資本比率…………… 7 4・7 5

9. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

- (1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書…………… 6 5～7 3
- (2) 金庫及びその子会社等のリスク管理債権の状況
 - ① 破綻先債権該当貸出金…………… 7 4
 - ② 延滞債権該当貸出金…………… 7 4
 - ③ 3ヶ月以上延滞債権該当貸出金…………… 7 4
 - ④ 貸出条件緩和債権該当貸出金…………… 7 4
- (3) 金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況
 - ① 定性的な開示事項…………… 7 4～7 9
 - ② 定量的な開示事項…………… 7 4～7 9
- (4) 事業の種類別の経常収益・経常利益・資産の額…………… 7 4

10. 報酬等に関する事項

- (1) 役員員の報酬体系…………… 3 6



のと共栄信用金庫

〒926-8601 石川県七尾市松物町35番地

TEL 0767-52-3450(代表) / 54-0593(直通)

FAX 0767-52-1305

E-mail: sousen@notoshin.co.jp

URL: <https://www.shinkin.co.jp/notoshin/>